

平成5年（行ウ）第4号再処理事業指定処分取消請求事件

原 告 大下由宮子 外157名

被 告 原子力規制委員会

令和3年（行ウ）第1号六ヶ所再処理事業所再処理事業変更許可処分取消請求事件

原 告 山田 清彦 外105名

被 告 国

準 備 書 面（186）

実効性のない六ヶ所再処理工場の避難計画（その2）

青森地方裁判所 民事部 御中

2021年（令和3年）9月24日

原告ら訴訟代理人

弁 護 士 浅 石 紘 爾

弁 護 士 内 藤 隆

弁 護 士 海 渡 雄 一

弁 護 士 伊 東 良 徳

弁 護 士 中 野 宏 典

目次

第1	福島第一原発事故の概要	4
1.	福島第一原発事故の概要	4
2.	あり得た最悪のシナリオ	4
3.	福島第一原発事故における放射性物質の拡散状況	5
第2	福島第一原発事故の際の住民避難の混乱	6
1.	根拠に乏しい避難指示	6
2.	住民の避難行動	7
3.	災害時要援護者の「避難」の実態と、失われた人命・健康	8
4.	防護策として機能しなかった安定ヨウ素剤	8
5.	複合災害に備えた防災体制の不備	9
6.	福島第一原発事故の避難が遺した教訓	9
第3	東北地方太平洋沖地震の際の六ヶ所再処理工場	10
1.	六ヶ所再処理工場にとっても「想定外」だった東北地方太平洋沖地震と津波	10
2.	危うかった六ヶ所再処理工場の電源設備	10
3.	六ヶ所再処理工場が過酷事故を免れたのは単なる幸運	10
4.	六ヶ所再処理工場で過酷事故が起きていたら避難に伴い大混乱がおきていた	11
第4	法は実効的な避難計画の策定を要請している	11
1.	原子力基本法及び原子力規制委員会設置法が避難計画の実効性を要請している	11
2.	避難計画の実効性確保は自治体の責務（規制委員会は避難計画の実効性を審査していない）	12
3.	原子力災害対策指針は地方自治体の避難計画に実効性を求めている	13

4. 避難計画の実施可能性が審査されるべきだった立地審査	15
5. 「事前防災義務」（大川小学校訴訟控訴審判決及び同事件最高裁判決）	16
6. まとめ	17
第5 六ヶ所村と県の広域避難計画は実効性がない	17
1. はじめに	17
2. 交通渋滞で5km 圏内を脱出できない、避難所にもたどり着けない（実効性が欠けている第1の理由）	19
3. 複合災害等で避難先自治体が受け入れを拒否した場合でも、その避難先自治体の受付ステーションまで行かなければ二次避難先を指定してもらえない仕組みになっているため、結果として避難者は二次避難先を指定してもらえない（実効性が欠けている第2の理由）	40
4. バスの確保と手配ができない（実効性が欠けている第3の理由）	47
5. 病院・高齢者施設・障害者施設の入院患者・入居者の避難が困難（実効性が欠けている第4の理由）	50
6. 村の行政機能の移転先（代替施設）が確保されていない（実効性が欠けている第5の理由）	53
7. オフサイトセンターが機能しない（実効性が欠けている第6の理由）	54
8. 安定ヨウ素剤緊急配布ができない（実効性が欠けている第7の理由）	56
第6 実効性欠如の理由（まとめ）	61
第7 実効性の欠いた計画（村と県の事前防災義務違反）は避難者を危険かつ一層困難な状況に追い込む	68
第8 東海第二原発水戸地裁判決	71
1. 判決の理由の骨子	71
2. 判決の評価	71
第9 結語 村と県の避難計画は、事前防災義務に違反し、かつ伊方最高裁判決に違反するから違法である	72

第1 福島第一原発事故の概要

1. 福島第一原発事故の概要

2011 年 3 月 11 日午後 2 時 46 分；東北地方太平洋沖地震（三陸沖深さ約
24km）マグニチュード 9.0

福島第一原発；1 号機から 3 号機（いずれも沸騰水型軽水炉）は運転中
4 号機から 6 号機は定期点検のため停止中

地震を感知；1 号機から 3 号機までは緊急停止

地震の揺れ；すべての外部電源を喪失、すぐに非常用ディーゼル発電機が起
動、一旦電源は回復、炉心冷却機能は回復。

津波；1 号機、2 号機、4 号機の直流を含む全電源、3 号機、5 号機の全交流
電源喪失

1 号機、3 号機、2 号機；順次、原子炉冷却機能喪失、炉心溶融。

炉心溶融に至る過程；被覆管（合金成分ジルコニウムと水が反応し水素が発生）

1 号機、3 号機及び 4 号機；水素爆発（原子炉建屋内）

ベント；福島第一原発事故時（原子炉格納容器の圧力が異常に上昇し、その
爆発的な破壊を防止するため、放射性物質を含む原子炉格納容器内
の気体を一部外部に放出し、圧力を低下させる）

1 号機、3 号機；格納容器の圧力を一定程度下げた。

1 号機、3 号機、2 号機；格納容器閉込機能停止、大量放射性物質外部放出。

2. あり得た最悪のシナリオ

福島第一原発事故には様々な幸運が重なる。

事故当時、原子力委員会委員長近藤駿介氏は、「福島第一原子力発電所の不
測事態シナリオの素描」シナリオを作成した。

これによると、「1 号機の原子炉圧力容器若しくは格納容器で水素爆発が発生、
線量が上昇し作業員総員退避となり、4 号機の使用済み燃料プールの燃料が損

傷してコアコンクリート相互作用が発生し、強制移転を求める地域が 170 km 以遠にも生じ、移転の権利を認めるべき地域が 250 km 以遠にも発生、これらの範囲が自然に小さくなるためには数十年を要する」。

福島第一原発所長の吉田昌郎氏は、(2011 年 3 月 14 日夜に 2 号機の減圧も注水もできなかった当時の状況)「本当に死んだと思った」「我々のイメージは東日本壊滅」と供述。

2 号機の格納容器が加圧破損に至らず、閉じ込め機能が一部は保たれた幸運。こうした幸運に恵まれなければ、実際に生じた被害よりもさらに深刻化。

3. 福島第一原発事故における放射性物質の拡散状況

(2011 年 4 月 12 日) 原子力安全・保安院 ; INES (国際原子力事象評価尺度) 評価→ (福島第一原発事故) 最悪レベル「レベル 7 (深刻な事故)」判断

※スリーマイル島原発事故「レベル 5」、チェルノブイリ原発事故「同レベル 7」

福島第一原発事故で大気中に放出された放射性物質の総量 ; ヨウ素換算 (国際原子力指標尺度<INES 評価>) 約 900PBq (ペタベクレル) (=90 京 (=10¹⁶) ベクレル)。

福島原発事故放出された放射性物質のセシウム 137 ; 地表に降下し、2011 年 7 月 2 日の時点で、80 km 圏内の福島県内、宮城県や山形県の一部にまで 1 平方メートル当たり 10k Bq 以上も土壌に沈着。

環境省の公表 ; 福島県総面積 1 万 3782 km² のうち、1778 km² の土地が年間 5 ミリシーベルト以上の空間線量を有する可能性の地域、同県内の 515 km² の土地が年間 20 ミリシーベルト以上の空間線量を発する可能性の地域に該当。

セシウム 137 (半減期 30 年) ; 今後 100 年以上放射線発し続け、人々を被曝させる。

東京電力 (推定) ; セシウム 137 (福島第一原発事故で大気へ放出された放射性物質の 90 分の 1 程度)。

希ガス（クリプトン、キセノン）、ヨウ素 131 等；セシウム 137 をはるかに超える量が福島第一原発から放出、事故直後には多くの住民を被曝させた。

第2 福島第一原発事故の際の住民避難の混乱

1. 根拠に乏しい避難指示

（政府から避難指示が出されないので）福島県は（2011 年 3 月 11 日 20 時 50 分）福島第一原発から半径 2 km 圏内に対し（過去の原子力総合防災訓練を踏まえ）独自に避難指示を決定。



原子力資料情報室編 原子力市民年鑑 2018-20

（福島県による避難指示を知らないまま）政府；（同年 3 月 11 日 21 時 23 分）福島第一原発から 3 km 圏内に避難指示、10 km 圏内の屋内退避指示を発出。

（翌 12 日 5 時 44 分）10 km 圏内の避難指示、（同日 18 時 25 分）に 20 km 圏内の避難指示、（同月 15 日 11 時 00 分）に 20～30 km 圏内の屋内退避指示、（同月 25 日）に 20～30 km 圏内の自主避難要請、と根拠に乏しい避難指示を次々と発出。対象地域の漸次的拡大により、該当する地域の住民は、いたずらに振り回され混乱した。

（原子力災害対策マニュアル上）避難指示の伝達；現地対策本部長が各市町村に伝達するが、震災によって電話連絡が困難となり、対象自治体が実際に避

難指示を認知したのは、ほとんどの場合、テレビ等の報道。

2. 住民の避難行動

(1) 原発事故と知らされずに避難したことによる混乱

(避難指示は比較的速やかに住民へ伝達されたが) 福島第一原発で事故が発生したことを、自治体、防災無線または警察からの連絡で知らされた住民; 南相馬市、飯舘村、川俣町ではわずか 10% 台、自治体などから住民への原発事故情報の伝達は十分ではなかった。そのため、原発事故と知らずに避難をした住民がいた。

政府の対応; ①原発事故の状況や今後の見通し、避難すべき期間や避難に必要な準備等、住民が必要とする情報についての提供は全く行わない、②事故状況が着実に深刻化しているにもかかわらず、「念のため」の避難指示であることを殊更強調、③長期間の避難が必要となりうる事態ではないとの誤解を住民に与えた。

その結果(原発事故のための避難と認識していた)住民は、①これから長期的な避難になりうる、②一時的にでも自宅に戻ることが今後難しくなる、と想定できず、③十分な準備なく着の身着のまま避難。

(2) 大渋滞により進まなかった避難

避難は、主に自家用車またはバスでのピストン輸送で行われたが、大渋滞の発生により、遅々として進まなかった。

(3) 機能不全に陥ったバスによるピストン輸送

(自家用車を所有していない、寝たきり、などの理由で) 自家用車での避難ができない避難者はバス輸送に頼るしかなかった。→震災と事故の混乱の中で、この方法での避難も機能しなかった。

3. 災害時要援護者の「避難」の実態と、失われた人命・健康

避難の過酷さは、病人、障害者、高齢者、乳幼児、妊婦等の災害時要援護者ともいうべき人々において一層深刻化した。

福島第一原発事故による病院の患者避難で、患者に過大な負担を強いた背景

- a. 看護師など医療スタッフが避難してしまい、医療関係者が不足
- b. 避難区域が広範囲に及び、周辺自治体も避難手段を必要としたため、交通インフラが逼迫し、活用できる避難手段が限定。
- c. 避難区域が広範囲に及んだため患者が長距離、長時間の避難を強いられた。
- d. 放射線による被害を避けるために短期間で避難先を確保することが求められ、十分な医療設備のない避難所に一時避難してしまった病院があった。

結果、2011年3月末までの死亡者数は、福島県の7つの病院及び介護老人保健施設の合計で少なくとも60人以上にのぼった。

4. 防護策として機能しなかった安定ヨウ素剤

放射性ヨウ素は、身体に取り込まれると甲状腺に集積し、甲状腺ガンを発生させる。

放射性ヨウ素の甲状腺への集積を防ぐためには、安定ヨウ素剤を服用することが効果的であるが、原子力災害対策本部及び福島県知事は、有効な時間内に服用指示を出さなかった。

4町（双葉町、富岡町、大熊町及び三春町）は、独自の判断で町民に安定ヨウ素剤の配布・服用。

いわき市・檜葉は、（空間線量や原子炉に関する情報がない中）服用のタイミングが分からず、ヨウ素剤を配布しただけで、住民に服用させることができなかった。

浪江町は、副作用を恐れて配布自体を見送り。

南相馬市は、住民の多くが自主避難を始めていたため、配布が間に合わなか

った。

5. 複合災害に備えた防災体制の不備

福島第一原発事故の被害が拡大した要因は、①政府にも自治体にも、地震・津波と原子力災害の同時発生という複合災害に備えた防災体制がなかった、②福島県の地域防災計画（原子力災害対策編）は、複合災害への対策について自治体における対応の整合性、一貫性を欠き、様々な混乱等の問題が生じた。

6. 福島第一原発事故の避難が遺した教訓

政府事故調による福島原発事故における避難の実態を踏まえた「原子力災害の再発防止及び被害軽減のための提言」；

- ① 住民の避難計画とその訓練は、原発事故による放射性物質の飛散範囲が極めて広くなることを考慮し、県と関係市町村が連合して、混乱を最小限にとどめる実効性のある態勢を構築すべき。
- ② 地方自治体は、原発事故の特異さを考慮した避難態勢を準備し、実際に近い形での避難訓練を定期的に実施し、住民も真剣に訓練に参加する取組が必要。
- ③ 避難は、数千人から十数万人規模の住民の移動が必要になる場合もあることを念頭に、交通手段の確保、交通整理、遠隔地における避難場所の確保、避難先での水・食料の確保等について具体的な計画を立案し、平常時から準備しておく必要。特に、医療機関、老人ホーム、福祉施設、自宅等における重症患者、重度障害者等、社会的弱者の避難については、格別の対策を講じる必要。
- ④ 以上のような対策を地元の市町村任せにせず、避難計画や防災計画の策定と運用には原子力災害が広域にわたることも考慮し、県や国も積極的に関与していく必要がある。

第3 東北地方太平洋沖地震の際の六ヶ所再処理工場

1. 六ヶ所再処理工場にとっても「想定外」だった東北地方太平洋沖地震と津波

2011年3月11日当時；日本原燃も、宮城県沖でM9級の地震が発生することを全く想定していなかった。東北地方太平洋沖地震の最大加速度は2933Gal。この地震によって、地震発生個所から数百km離れた福島第一原発や女川原発では新耐震指針で引き上げられた基準地震動（福島第一原発で600Gal、女川原発で580Gal）を上回る地振動が観測。

地震で観測された地震動は、福島第一原発が立地する大熊町で922Gal、女川原発に隣接する石巻市で最大933Galが計測。

地震動（加速度、揺れの継続時間）及び津波の高さは、いずれも当時の東京電力や東北電力の想定を上回る。

日本原燃は、このような巨大地震が起こることを想定していなかった。

六ヶ所村は震度4、むつ小川原港での津波高さは3.5m、再処理工場で観測された加速度は37Galという幸運。

2. 危うかった六ヶ所再処理工場の電源設備

東北地方太平洋沖地震の地震動；六ヶ所再処理工場の外部電源は全喪失。

サイト内の非常用ディーゼル発電機；非常用ディーゼル発電機が起動し、この非常用電源を用いた結果、使用済燃料冷却プール等の冷却を行なえたことで大事故につながらなかった。

想定を上回る地震が六ヶ所再処理工場で発生し、津波による浸水があった場合、非常用電源を担うディーゼル発電機が水没し、非常用電源が使用不能となる危険性があった。

3. 六ヶ所再処理工場が過酷事故を免れたのは単なる幸運

過酷事故の危険性；2011年3月11日の東北地方太平洋沖地震で六ヶ所再処

理工場の外部電源が全喪失→再処理工場内の使用済燃料プールの冷却系の機能停止→過酷事故の危険性

たまたま、非常用ディーゼル発電機が地震や津波による浸水の影響を受けることなく起動し→結果として、過酷事故を免れるという幸運に恵まれた。

4. 六ヶ所再処理工場で過酷事故が起きていたら避難に伴い大混乱がおきていた

放射性物質が大量に放出される事故に至ることを想定した避難訓練；東北地方太平洋沖地震以前は、県も六ヶ所村も、福島第一原発の立地・周辺自治体同様、大規模な地震・津波によって放射性物質が大量に放出される事故に至ることを想定した避難訓練を、まったく準備していなかった。

もし六ヶ所再処理工場において過酷事故が発生していれば、住民避難に伴う混乱は福島第一原発事故のそれを超える。

第4 法は実効的な避難計画の策定を要請している

1. 原子力基本法及び原子力規制委員会設置法が避難計画の実効性を要請している

(1) (福島第一原発事故を受け) 原子力基本法の改正

国民の生命、健康及び財産の保護等を目的に (2条2項) 「安全の確保については、確立された国際的な基準を踏まえる」。

(2) 原子力規制委員会設置法；事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならないという認識で (1条) 「確立された国際的な基準」(深層防護) を踏まえて安全の確保に必要な施策を策定することが明記。

原発など原子力施設の安全を確保するためには、複数の防護レベルを設けて対策を実施することが重要とされた。

国際原子力機関(IAEA)は、以下の5段階の深層防護の防護レベルを設定。

第1層：異常運転や故障の防止

第2層：異常運転の制御及び故障の検知（事故拡大の防止）

第3層：設計基準内への事故の制御（設計基準の想定を超えるシビアアクシデントの防止）

第4層：過酷なプラント状態の制御（炉心の顕著な損傷等の重大事故防止）

第5層：放射性物質の大規模な外部放出の影響緩和（発電所外の防災対策）

上記の5段階の防護レベルは、確立された国際的な基準である。

「前段否定」が深層防護の基本；（前段の防護レベルが堅牢だからといって後段の防護レベルを手加減してはいけない、前段レベルが不十分だから後段レベルが必要なのではない、という考え方）。

- （3）発電所外の防災対策は、第5層に相当する放射性物質の大規模な外部放出を想定した防災対策を実効性のあるものとすべく最善を尽くすべきことを原子力基本法及び原子力規制委員会設置法が要請している。

2. 避難計画の実効性確保は自治体の責務（規制委員会は避難計画の実効性を審査していない）

- （1）新規制基準；避難計画を原子力規制委員会による審査の対象外

避難計画の実効性の審査；原子力規制委員会は個別の原子炉ならびに再処理工場等原子力施設の設置、運転を認めるに当たり、避難計画の実効性を審査していない。

- （2）政府見解；「今の日本の法体系上、（避難計画が一定の水準に達しているか否かを審議、判断する）枠組みはない。

地域防災計画・避難計画の策定；地域の防災計画、避難計画はあくまでも自治体で作成。

- （3）避難計画の実効性審査の仕組み；政府は、地方自治体の役割を強調するばかりで、避難計画の実効性を審査する仕組みがないことを認める。

原発や再処理工場（新規制基準の適合性審査で合格）；各地域の原子力防災協議会が、地域防災計画や避難計画等が具体的かつ合理的なものとなっていることを確認し、その結果が原子力防災会議に報告され、了承されている。

地域防災計画の無審査；上記のプロセスは、地域防災計画等の策定と実施に対する国の支援の一環であり、地域防災計画等の実質審査の仕組み（プロセス）ではない。

政府見解；（国会の 2016 年 10 月 11 日付けの答弁書で）住民の避難等の防護措置に関する事項は、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法等に基づき、既に各地域において実効性のある計画が作成される仕組みとなっているため、新規制基準に「万が一の事故の際に実効性のある避難計画の策定」を盛り込むことは考えていないとの見解→（このことは実効性のある避難計画の策定は、立地自治体の責務とされたことを意味する）。

3. 原子力災害対策指針は地方自治体の避難計画に実効性を求めている

福島第一原発事故の教訓；①原子力防災体制も見直され、②原子力規制委員会は、平成 24 年（2012 年）10 月、原子力災害対策特別措置法 6 条の 2 に基づき、原子力災害対策指針を策定

（1）重点区域

原子力災害対策指針第 2（3）；原子力災害対策特別措置法 6 条の 2 第 2 項 3 号にあるとおり、「原子力災害対策重点区域」の設定に関して規定

① 発電用原子炉施設（東通原発）「原子力災害対策重点区域」の目安；

（イ）予防的防護措置を準備する区域（PAZ）：原子力施設から概ね半径 5 km

（ロ）緊急防護措置を準備する区域（UPZ）：原子力施設から概ね半径 30 km

② 東通原発対象の UPZ；（六ヶ所村）泊、石川、出戸、老部川、第三二又、富ノ沢、二又、第四雲雀平、尾駈レイクタウン、尾駈、尾駈浜、野附、弥栄平、鷹架、戸鎖、室ノ久保、千樽、新納屋の各地域。

- ③ 再処理施設（六ヶ所再処理工場）対象の UPZ；再処理施設に係る原子力災害対策重点区域の範囲は、六ヶ所再処理工場から概ね半径 5 km を目安とし、原子力災害対策重点区域の全てを UPZ。

※再処理施設に係る原子力災害対策重点区域の範囲；六ヶ所再処理工場から概ね半径 5 km を目安としたことについては、他の原発のように PAZ を半径 5 km、UPZ を 30km としなかったのか問題だが、ここでは論及はしない。

- ④ 六ヶ所再処理工場対象の六ヶ所村内の UPZ；東通原発の UPZ の各地域のうち、泊、石川、出戸、千樽、新納屋を除く全地域が含まれる。
- ⑤ MOX 燃料加工施設の原子力災害対策重点区域の範囲（UPZ）；MOX 加工工場から概ね半径 1km とされており、UPZ に含まれる区域は弥栄平。
- ⑥ 六ヶ所村の UPZ；①六ヶ所再処理工場から半径 5 km 圏内の区域、②東通原発から半径 30 km 圏内の区域の双方を含んでいる。

（２）地域防災計画

六ヶ所村・県の責務；原子力災害対策特別措置法 5 条、6 条及び 6 条の 2 に基づき、原子力災害対策指針に適合した住民避難計画を含む「地域防災計画（原子力災害対策編）」を作成し、これを実施する責務がある。

- ① 原子力災害対策指針の主旨；「目的・趣旨」において、「国民の生命及び身体の安全を 確保することが最も重要であるという観点から、緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する放射線の重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するための防護措置を確実なものとするにあり」と明記。
- ② 原子力災害対策重点区域の範囲；「この目安については、主として参照する事故の規模等を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう検討した上で、継続的に改善していく必要がある」とし、地方公共団体は、各地域防災計画（原子力災害対策編）を策定する際に、迅

速かつ実効性のある防護措置が実施できる原子力災害対策重点区域を設定するため、区域内の市町村の意見を聞くこと等が重要と規定。

- ③ 実効性のある避難計画の作成義務付け；原子力施設からの放射性物質の異常な放出等の事態が発生したとき、その周辺住民の被曝を最小限に抑えるための実効性のある避難計画の作成が、該当する地方公共団体に義務付けられている。

4. 避難計画の実施可能性が審査されるべきだった立地審査

- (1) 原子炉の設置許可基準（改正前）；（2012 年改正前の原子炉等規制法 24 条 1 項 4 号）「（再処理工場を含む原子力施設）発電用原子炉施設の位置」が「災害の防止上支障がないものであること」と規定。

- ① この趣旨は原子炉は「原子炉設置許可の段階で、原子炉を設置しようとする者の技術的能力並びに申請に係る原子炉施設の位置、構造及び設備の安全性につき、科学的、専門技術的見地から、十分な審査を行わせること」にある。

- ② 審査のための基準；㉞「原子炉立地審査指針及びその適用に関する判断のめやすについて」がある、㉟万一の事故に備え、公衆の安全を確保するために、原子炉の敷地は、その周辺も含め、必要に応じ「公衆に対して適切な措置」を講じうる環境にあることが原則的立地条件とされ、㊱また、重大事故を超えるような技術的見地からは起るとは考えられない事故（「仮想事故」）の発生を想定しても、周辺の公衆に著しい放射線災害を与えないことが基本的目標の 1 つとされ、㊲そのために原子炉からある距離の範囲の外側は「適切な措置」を講じ得る環境にある「低人口地帯」とすることが規定された。

適切な措置とは、原子炉施設の場合、事故時の公衆の退避等に係る措置、「緊急時対応計画（避難計画）」のことと理解されている。

従来の立地審査；実効的な避難計画が策定できるか否かを審査することが予定されていた。

- (2) IAEA の安全基準；立地審査において、避難計画策定にあたって克服できない障害がないこと、つまり避難計画の実施可能性・実効性のある地点であることを確認すると規定

従来の原子力規制機関；「仮想事故」といいながらも実際は「非常に甘々の評価」をして、余り放射性物質が外部に放出されないような強引な計算をしていた。

仮想事故；敷地周辺には被害を及ぼさないという結果になるように考えられたのが「仮想事故」であった。

- (3) 実際の運用；原子炉周辺が「低人口地帯」であることは要求されず、避難計画の実施可能性・実効性が審査されることはなかった。

従来の「仮想事故」の評価；福島第一原発事故を受け従来の評価が誤りであったことが明らかとなったが、原子力規制委員会は、「仮想事故」の評価を糺した上で、立地審査をやり直すことはしていない。

規制委の弁解の 1 つ；原子力規制委員会は、原子力災害対策特別措置法等により原子力災害対策の強化がなされていることを挙げている。

- (4) 原子力災害を想定した避難計画の実効性の確保は地方自治体において、深層防護の第 5 層の防護レベルを達成する上で、ますます重要な意義を有している。

5. 「事前防災義務」（大川小学校訴訟控訴審判決及び同事件最高裁判決）

東日本大震災の津波で宮城県石巻市立大川小学校の児童と教職員計 84 人が死亡・行方不明となり、児童 23 人の遺族が石巻市と宮城県に約 23 億円の損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決。

東日本大震災発生前の時点において、市教育委員会、大川小校長、教頭及

び教務主任に、発生が想定されていた地震により発生する津波の危険から、大川小の在籍児童の生命・身体の安全を守るべき職務上の義務があった旨認定し、同判決は 2019 年 10 月 10 日最高裁で確定した。

判例の趣旨は六ヶ所再処理工場の原子力災害に関する避難計画の事前防災義務においても基本的に妥当する。

六ヶ所村と青森県は発生が予想される原子力災害から、住民の生命・身体の安全を守るため、実効性のある避難計画を策定する具体的義務（以下「事前防災義務」という）を負っている。

6. まとめ

地方自治体の実効性のある避難計画の策定義務は法令上の要請であり、立地審査の実情からしても、避難計画の実効性を地方自治体において適切に確保しなければならないといえる。

県、村は六ヶ所再処理工場から放射性物質を大量に放出される事態を想定した、真に実効性のある避難計画を策定する義務があることは明らかである。

六ヶ所再処理工場が稼働すれば、いつ深刻な事故が発生するか分からないのであるから、実効性のある避難計画は、六ヶ所再処理工場の稼働前に策定されていなければならない。

第5 六ヶ所村と県の広域避難計画は実効性がない

1. はじめに

(1) 村の避難計画

- ① 「防護措置を迅速かつ円滑に実施するための基本事項」として㉞計画の実効性が求められている、㉞避難計画の見直しについても、「随時更新する」として、実効性を求めた見直しを行うとしている。

この計画は 2021 年 3 月に県が策定した「原子力災害時における避難

の基本的な考え方」を計画策定の基礎として策定したものである。

(2) 県の「原子力災害時における避難の基本的な考え方」

① 六ヶ所再処理工場をはじめとする核燃料サイクル施設において「原子力災害が発生した場合に備え、六ヶ所村においては住民の避難計画を作成する必要がある」ので、あくまでその支援のためを目的として策定。本来、村と県においては、六ヶ所再処理工場をはじめとする核燃料サイクル施設において、初期対応として実施する放射線等からの防護措置等を「迅速かつ円滑に実施するため」に計画の実効性を確保すべき義務を負っているにもかかわらず、県が定めたこの「基本的事項」とした「避難についての基本的な考え方」は、村の避難計画策定に必要な支援を目的とするにとどまり、その義務を果たすに足るものとなっていない

② 再処理工場と東通原発の同時発災の避難計画；六ヶ所再処理工場をはじめとする核燃料サイクル施設と東通原子力発電所（東通原発）が同時発災する場合、六ヶ所再処理工場の UPZ は東通原発の UPZ にほぼ含まれることから、その場合は東通原発の広域避難計画に準ずる。

(3) 避難計画の実効性の義務がいかに重大かの証明；2011 年 3 月 11 日の東日本大震災における宮城県石巻市の大川小学校訴訟の控訴審判決

石巻市教委の責任について同判決は「石巻市教委は、大川小に対し、危険発生時に教職員がとるべき措置の具体的内容や手順を定めた危機管理マニュアルを作成するように指導し、それが地域の実情等を踏まえた内容となっているかを確認し、不備があれば是正を指示する義務があった」と判示し、様々な危険に対応できる実効性の高い避難計画の事前の整備を怠った学校側の責任を厳しく指摘した。

同判決のこの指摘は再処理工場の原子力災害時の避難計画にも当てはまる。

いざという時、避難させる側も避難する側もその計画に縛られ、避難を

開始した後に実効性がないことを知ることになり、避難を開始した後に実効性がないことを知ることになれば、計画に従わず、各人の判断で避難した場合にもまして、現場の混乱は一層深刻なものになる。

2. 交通渋滞で5 km圏内を脱出できない、避難所にもたどり着けない（実効性が欠けている第1の理由）

（1）村の計画

① 村の再処理工場対象の避難計画；UPZ（5 km 圏内）の住民は放射性物質放出後に、国・県が測定した空間放射線量率に応じて、国や県から避難指示が発出された場合に避難する。放射性物質放出前の段階であっても、対象地区の住民に対し、段階的に避難を実施する準備をすることを基本とする。

② 避難の基本方針

ア 住民や防災業務関係者等に対して、避難先及び避難ルートをあらかじめ明示。

イ 避難の実施に通常以上の時間を要する要配慮者等については、避難手段の早期確保や一般住民よりも優先的避難を行うことにより、円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

ウ 避難先は、地域ごとのコミュニティの維持を目指すため、基本的に同一行政区の住民の避難先は同一市町村に確保。

③ 六ヶ所村の UPZ 内の住民は避難に当たり、地域ごとに定めた、一時集合場所に立ち寄り、住民受付カウンターで、㊦避難者カード、㊧避難車両認識票の配布を受け、㊨安定ヨウ素剤の説明と配布を受け、避難帯域時検査場所、避難所及び避難所までのルートの説明を受けることになっている。

④ 県の「原子力防災計画」によると、住民等の避難帯域時検査について

は、除染ならびに簡易除染を行うこととなっている。

- ⑤ 村の計画では検査及び簡易除染体制の整備が必要としていて、村内の2カ所を初動の検査所とし、合計7カ所をその候補地に挙げているだけで、具体的な選定はなされていない。
- ⑥ 村の検査場所の初動体制と開設を検討；村立南小学校、千歳平小学校、千歳平はるき小公園の2カ所を指定し、放射性物質の付着状況を確認し簡易除染したあと、UPZ 区域外に所在する村内南部地区の公共施設の一次避難所を目指して移動し、割り当てられた避難所に避難する。

避難所（一次）；倉内地区の8避難所である。

避難所（二次）；地震等の自然災害に伴う損壊などにより、収容人数に不足が生じた場合には、東通原発対象避難計画に準じ広域避難することとし、県と弘前市と協議し、二次避難先の弘前市へ避難する。

- ⑦ 避難手段；

ア 基本的には自家用車で避難

イ 避難行動要支援者はバス又は福祉車両、自家用車を利用できない住民はバス

ウ 避難等の手段については、道路などが被害を受けていないことを前提としているため、自然災害（地震・津波・風水雪害等）と原子力災害の複合災害が発生した場合等、道路の損壊や通行止めの措置害の状況や道路の損壊状況などを踏まえ、国や県など関係機関と協議し、代替の避難手段を決定し、防災行政用無線等により住民に公報。

- ⑧ 検査所

「避難退域時検査」；避難する住民がその途中で放射性物質の付着状況を確認する検査のこと。

・検査所；車両等に放射性物質が付着しているかどうか検査し、検査の結果、基準値を超えた場合は、簡易除染等の措置を行い、検査終

了後、通過証明書の交付を受けた住民は、村内南部の 8 つの避難所を目指して移動。

- ・避難所での受付；一時集合場所で配布された避難者カードを回収し、検査所において汚染がないこと、又は除染により汚染がない状態であることの確認（通過証明書）が前提。

六ヶ所再処理工場の原子力災害と同時に東通原発でも災害が発生し、東通原発の UPZ30km 圏内にも避難指示がなされる事態が発生した場合には、再処理工場 UPZ 5 km 圏外に位置する泊、石川、出戸、新納屋、千樽の 5 区域の住民 3464 人も避難対象。

⑨ 一時集合場所

六ヶ所村 17 地域、7086 人、3838 世帯住民は、それぞれの地域の一時集合場所に集合。

一時集合場所；避難者カード、避難車両認識票を受取り、安定ヨウ素剤の配布を受け、UPZ 圏外の村内の避難退域時検査場所に移動。

避難帯域時検査所；車両や身体への物質の付着を検査し、場合によっては簡易除染を行う→指定された倉内地区の 8 カ所の避難場所に移動→受付。

⑩ 避難所

避難者カードと避難車両認識票を受付（安否確認や住民登録を実施）、家族が別々に避難した住民が家族と合流、災害発生から当面の間、一次避難所で避難生活。

8 カ所の避難所の収容人員；4001 人（再処理工場 UPZ 全域に避難指示が出された場合、3622 人収容でほぼ満杯）。

東通原発 UPZ（15km 圏内）内 5 地域の優先避難者（3359 人）；村内 8 カ所の避難所は機能を発揮できない混乱状態となり、二次避難先の弘前市へ誘導。

二次避難先の弘前市への広域避難は再処理工場の「六ヶ所村原子力災害避難計画」と青森県の「東通原発の原子力災害時における広域避難の基本的な考え方」及び六ヶ所村の「東通原発対象・六ヶ所村避難計画」に基づいて実行。

東通原発を対象とする原子力災害対策重点区域（UPZ；原発中心から半径 30km 圏内）内の村内の行政区域（17 地域、人口 7,086 人、3,335 世帯）は六ヶ所再処理工場の UPZ（半径 5 km 圏内；13 地域、3,622 人、1,941 世帯）の全域が含まれる。

県の「考え方」；東通原発 UPZ のうち 5～15km 圏内の住民 3,359 人を優先的に避難（住民避難は村内の一次避難所ではなく、避難先が最初から弘前市）。

避難ルート；村内から東北町を経由、みちのく有料道路、東北自動車道を経由して弘前市まで避難するルート。

自家用車での避難；東通原発 PAZ（半径 5 km 圏内）東通村南側の地区の避難と同様に、段階的な避難を実施。

⑪ 東通原発対象・六ヶ所村避難計画

再処理工場の「六ヶ所村原子力災害避難計画」との整合性から、再処理工場の UPZ 範囲外であり、東通原発を対象とする原子力災害対策重点区域（UPZ；原発中心から半径 30km 圏内）内の泊、石川、出戸、千樽、新納屋の 5 地区に所在する公共施設等にも一時集合場所を設置。

追加された泊小・中学校など 5 カ所の集合場所；再処理工場 UPZ 避難者と同様、避難者カード、避難車両認識票を受取り、安定ヨウ素剤の配布を受ける。

避難指示を受けた約 7 千人の住民；自家用車又は避難要配慮者に用意した避難搬送用バス等により、一時集合場所から次の検査所へ移動。

検査所；車両等に放射性物質が付着しているかどうか検査。

検査の結果、基準値を超えた場合；簡易除染等の措置を行い、検査終了後、通貨証明書の交付を受け、その後それぞれ指定された村内 UPZ 圏外の避難所（一次避難所）を目指して移動。

一次避難所での受付；検査所において汚染がないこと、又は除染により汚染がない状態であることの確認（通過証明書）が必要。

弘前市の二次避難所への割当て；事前に地区ごとに割振りされた 24 施設（小中学校）。

⑫ 六ヶ所再処理工場と東通原発の複合原子力災害時；（六ヶ所村の避難計画）

自家用車あるいはバスで避難する住民は、検査所と一次避難所の受付の 2 カ所を通過、弘前市に用意された最終の二次避難所にたどり着く。

交通渋滞；㊦一時集合場所における交通渋滞、㊩検査所による交通渋滞、㊧一時避難所受付ステーションによる交通渋滞、㊥一次避難所の駐車場不足による交通渋滞により、避難指示を受けた約 7 千人の住民は、30km 圏内を脱出できず、弘前市内に用意された 24 施設の最終の避難所（二次避難所）にたどり着くことができない。

（2）検査所による交通渋滞と被ばく

① 六ヶ所再処理工場対象の避難計画の検査所の候補地

UPZ 圏外の倉内地区の南小学校、千歳平小学校（千歳平はるき小公園）の 2 カ所を初動体制としての検査所とすることを基本、東通原発対象の避難計画に準じ上記の候補地のほか、千歳平地区体育館、千歳平地区公民館、六ヶ所高等学校、千歳中学校、酪農会館、第二中学校の合計 6 カ所を候補地、都合 8 カ所を挙げ、この 8 カ所の候補地のうち、千歳平地区体育館を除く 7 カ所の検査所候補地の施設は、一時避難所として重複。

8 カ所の検査所へのアクセス道路；（村の計画）すべて片側一車線。

- ② 検査所での検査；入口が一カ所、検査所から避難所へ向かう出口から出た車の分しか入れないため1台ずつ順次検査。

検査時間；（1台に要する検査時間を5分とし試算）㉞六ヶ所再処理工場対象の避難で1941台、㉟東通原発対象の避難で1310台、㊱都合3251台の自家用車が集中、㊲8カ所の検査所の検査だけで271時間（11.29日）、1カ所平均で34時間かかる、㊳初動の2カ所の検査所だと終了まで約6日要する。

検査所から一次避難所へ移動する前に避難者が避難退域時検査や簡易除染を実施できないまま被曝。

- ③ 六ヶ所再処理工場対象避難計画；㉞あくまで村内避難を基本、㉟弘前市への広域避難は、東通原発対象での広域避難計画に準ずる、㊱原則として広域避難を想定していない。

- ④ 村の東通原発対象の避難計画；㉞六ヶ所再処理工場対象UPZ圏内住民のほか、圏外の泊地区など5地区の住民についても、避難指示がなされた場合、㉟一時集合場所へ移動、㊱そこで避難者カード、避難車両認識票を受取り、安定ヨウ素剤の配布を受ける。

- ⑤ 村の東通原発対象の再処理工場対象以外の住民の避難；㉞一時集合場所に集合し、避難者カード、避難車両認識票を受取り、安定ヨウ素剤の配布を受け、㉟どうにか一時集合場所から出る、㊱次の避難退域時検査を受ける検査所に向けて、指定された避難経路を進む。

一時集合場所から検査所に向かう住民；泊地区（1295世帯、3115人）、石川地区（26世帯、66人）、出戸地区（187世帯、498人）、富ノ沢・二又・第三二又・第四雲雀平地区（66世帯、162人）、戸鎖地区（111世帯、274人）、室ノ久保地区（36世帯、87人）、千樽地区（27世帯、59人）、弥栄平地区（11世帯、12人）の避難住民（1759世帯、4273人）

検査所までの経路；千歳平小学校、六ヶ所高校、千歳平地区公民館、

酪農会館、千歳中学校の 5 検査所に到着するには、いずれも県道 25 号東北横浜線を通る。

千歳平小学校から六ヶ所高校までは道路上の距離；約 500m、この間に千歳平地区公民館

3 カ所の検査所；㊦ 1 台の車長 5 m として、100 台が数珠つなぎになる、㊩ここに 1759 台が集中し約 9 km にわたって大渋滞となる

3 検査所にそれぞれ 1 台入庫するのに 1 分かかると仮定；㊦全車両がスムーズに入庫したとしても、全避難車両が検査所に入るまでには約 10 時間も要する、㊩その間にパニックになったり、暴動が起きる可能性も否定できず、㊦検査所までの渋滞に業をにやし自主避難に切り替える住民も相当数出る、㊥検査所付近は混乱状態となる。

- ⑥ 東通原発対象の原子力災害時における広域避難の「基本的な考え方」；UPZ 圏内の 5 ～15km 圏内の六ヶ所村住民 3359 人（1310 世帯）は、バス 3 台と自家用車 1310 台で、避難先の弘前市に向けて、村内から東北町を經由して避難する。

県の「考え方」；これら避難者の、一時集合場所、検査所、村内 UPZ 圏外の一次避難所についての具体的な記述はない

- ⑦ 村の東通原発対象の避難計画；「避難又は一時移転の指示を受けた地区の住民は、村の指示に従い、地区ごとにあらかじめ定められた施設へ避難を実施する」 ことになっている。

避難及び一時移転の「基本的流れ」；㊦避難指示が出されれば、㊩まずその地域の一時集合場所に集合し、㊦そこから村内の UPZ 圏外の「避難退域時検査場所（検査所）」へ移動し、㊥検査所で車両や身体への放射性物質の付着を検査し、場合によっては簡易除染を行う、㊦検査所を通過してから、㊦同じ地区にある（検査所と同じ施設がほとんど）一次避難所へ移動し、㊥安否確認や住民登録を行い、㊦一次避難所へ収容、と

いうことになっている。

家族が別々に避難した住民は、二次避難施設（弘前市）へ避難する前に、一次避難所で合流してから、次に避難する弘前市の避難所、親類宅などを確認してから避難することになっている。

⑧ 避難の困難性

問題点 1 ; ㉞六ヶ所再処理工場対象の UPZ 圏内の避難住民も、一次避難所に避難してくるが、基本的には弘前市への二次避難を想定していない、㉟弘前市においてあらかじめ市内 24 校の小中学校（7321 人収容予定）が二次避難施設としている、㊱この 24 校で六ヶ所村の避難住民約 7 千人が当分の間避難生活をする、㊲実際にはこれらの学校の通常の教育に多大な影響を及ぼす。

問題点 2 ; 泊地区の住民 ; 1 班から 18 班までの住民が、国道 338 号を通って、一時集合場所の泊小学校、泊中学校へ集合する。

一時集合場所に集合する泊地区の住民 ; 3115 人、1295 世帯。

泊中から泊小までの約 1km の国道 338 号 ; 約 1300 台の自家用車が集中。

泊地区の渋滞 ; ㊳ 1300 台で 1 台当たりの車長を 5 m とすると、6.5km にわたって数珠つなぎ、㊴両学校の間中点から南北 3 km 以上にわたって身動きできない事態になる、㊵当然に、両学校（泊小学校・泊中学校）に 1300 台を超える車両を収容する駐車場（26000 平方メートル）を確保することは不可能。

問題点 3 ; 村の再処理工場対象の UPZ 域内の住民に対し避難指示が出て、村の避難計画に基づいて避難するとした場合 ; ㊶まず一時集合場所に世帯ごと 1 台の自家用車で集合する、㊷13 地区 1941 世帯、3622 人が 7 施設の一時集合場所に集中する、㊸村が避難する住民に先立ち、この 7 カ所の一時集合場所に必要な要員を派遣できるか

どうか、大いに疑問。

問題点 4

再処理工場対象 UPZ 各地区の避難（一時集合場所）；

- 1 富ノ沢、二又、第三二又、第四雲雀平地区（65 世帯、146 人）
→二又夢はぐ館
- 2 戸鎖地区（112 世帯、253 人）→戸鎖地区児童厚生体育施設
- 3 室ノ久保地区（35 世帯、73 人）→室ノ久保地区学習等供用
センター
- 4 弥栄平地区（14 世帯、15 人）→弥栄平中央地区内サックス
六ヶ所店付近
- 5 老部川地区（160 世帯、310 人）→尾駁小学校
- 6 尾駁地区（256 世帯、542 人）→尾駁小学校
- 7 尾駁浜地区（276 世帯、485 人）→第一中学校
- 8 野附地区（92 世帯、175 人）→第一中学校
- 9 尾駁レイクタウン地区（932 世帯、1623 人）→文化交流プ
ラザ「スワニー」

集合場所の問題；㊦国道 338 号線沿いと県道 24 号横浜六ヶ所線沿いの 1km 圏内に隣接して位置する、第一中学（368 台、660 人）、尾駁小学校（416 台、852 人）さらに交流プラザ「スワニー」（932 台、1623 人）、この 3 集合場所に 1716 台の私用車の避難者が集中する、㊦道路に車両を並べただけで 200 台しか収容できない、㊦校地や施設の駐車場へ誘導しても、駐車場も満杯になる。

一時集合場所を出るまでの時間；㊦受付して検査所（一次避難所）へ移動するまでの一時集合場所での所要時間を 1 台につき 5 分として試算、㊦尾駁小学校で 35 時間、第一中学で 30 時間、スワニーで 78 時間も要する、㊦その間、国道 338 号と県道 24 号横浜六ヶ所線は大渋滞を

余儀なくされる。

老部川、尾駸、尾駸浜、野附、尾駸レイクタウンの5地区3,135人住民；㉞パニック状態になった避難者は、村の指示を無視して、避難者登録（避難者カード、避難車両認識票と受領せず、安定ヨウ素剤の配布も受けず）をしない、㉟県道24号横浜六ヶ所線、国道338号（尾駸バイパス）、県道24号横浜24号横浜六ヶ所線、村道原々種農場・弥栄平線、下北半島縦貫道路六ヶ所ICを経由して、野辺地町から国道4号線を経て青森市方面へ、㊱あるいはみちのく有料道路を経由して、東北自動車道路青森東ICから弘前方面へ自主避難する可能性が大きい。

六ヶ所再処理工場対象の避難住民；㊲上記の7施設の一時集合場所で手続きを済ませ、㊳一次避難所へ向け移動する途中、㊴避難住民等の汚染状況を確認し、簡易除染を行うため避難退域時検査を検査所で検査する、㊵二カ所の検査所（六ヶ所再処理工場から5km圏外、東通原発から30km圏外）で実施する、㊶検査を終えた住民・車両が次の一次避難所で受付を行う、㊷避難所が決定され、二次避難所へ向かう場合は、そこに向けて出発する。

問題点5

各地区の避難住民の一時集合場所から検査所・避難所候補地への移動；

- 1 富ノ沢、二又、第三二又、第四雲雀平地区（65世帯、146人、161台）→（一時集合場所）二又夢はぐ館→（検査所）千歳平小学校（酪農会館）→（一次避難所）千歳平こども園（酪農会館）
- 2 戸鎖地区（112世帯、253人、112台）→（一時集合場所）戸鎖地区児童厚生体育施設→（検査所）千歳平小学校→（一次避難所）千歳平小学校
- 3 室ノ久保地区（35世帯、73人）→（一時集合場所）室ノ久保地区学習等供用センター→（検査所）千歳平小学校（千歳中学校）

→（一次避難所）千歳平小学校（千歳中学校）

- 4 弥栄平地区（14 世帯、15 人）→（一時集合場所）弥栄平中央地区内サックス六ヶ所店付近→（検査所）千歳中学校→（一次避難所）千歳平こども園（千歳中学校）
- 5 老部川地区（160 世帯、310 人）→（一次集合場所）尾駸小学校→（検査所）南小学校→（一次避難所）南小学校
- 6 尾駸地区（256 世帯、542 人）→（一次集合場所）尾駸小学校→（検査所）第二中学校（南小学校）→（一次避難所）第二中学校・南こども園（南小学校）
- 7 尾駸浜地区（276 世帯、485 人）→（一時集合場所）第一中学校→（検査所）南小学校→（一次避難所）南小学校
- 8 野附地区（92 世帯、175 人）→（一時集合場所）第一中学校→（検査所）南小学校→（一次避難所）第二中学校（南小学校）
- 9 尾駸レイクタウン地区（932 世帯、1623 人）→（一時集合場所）文化交流プラザ「スワニー」→（検査所）六ヶ所高等学校→（一次避難所）六ヶ所高等学校・千歳平地区公民館・千歳平地区体育館

これに、複合災害の時、東通原発対象の住民避難が指示されたとき、六ヶ所村再処理工場の北部と西部の泊地区、石川地区、出戸地区、千樽地区が加わる。

- 10 泊地区（1295 世帯、3115 人）→（一時集合場所）泊小学校、泊中学校→（検査所）千歳平小学校、六ヶ所高校→（一次避難所）千歳平小学校、六ヶ所高校
- 11 石川地区（26 世帯、66 人）→（一時集合場所）石川集会所→（検査所）千歳平地区公民館→（一次避難所）千歳平地区公民館
- 12 出戸地区（187 世帯、498 人）→（一時集合場所）地域交流ホー

ム→（検査所）千歳平地区公民館→（一次避難所）千歳平地区公民館

13 千樽地区（27 世帯、59 人）→（一時集合場所）千樽集会所→（検査所）千歳中学校→（一次避難所）千歳中学校



図 4-7 避難所位置及び主な避難経路図（内閣府作成 東通地域原子力防災地図を加工）

避難退域時検査所候補地（7カ所）と一次避難施設（8カ所）；倉内笹崎地区（6カ所）と倉内湯沢地区（2カ所）に分散。

- 1 倉内笹崎地区；千歳平地区体育館、千歳平地区公民館、六ヶ所高等学校、千歳中学校、千歳平小学校、酪農会館
- 2 倉内湯ノ沢地区；南小学校、第二中学校

笹崎地区の渋滞；一時集合場所から検査所にいたる経路についての渋滞については先に触れた。

湯ノ沢地区の渋滞；南小学校と第二中学校は国道 394 号線沿いに隣接しており、直線距離で 200m も離れていない。

南小学校の検査所に移動し、避難退域時検査を受ける住民；老部川地区（160世帯、310人）、尾駸浜地区（276世帯、485人）の合計住民795人、436台。

隣接する第二中学校で検査をうける住民；野附地区（92世帯、175人）と尾駸地区（256世帯、542人）の住民617人、348台。

南小付近の渋滞；国道394号線に348台が集中すれば、2km弱にわたって渋滞し、両小・中学校の駐車場へ入るまでに6時間から7時間もかかる勘定で、明らかに、検査所による極度な交通渋滞が発生し、避難所にスムーズに収容されることはありえない。

再処理工場対象の検査所と一次避難所；東通原発対象の検査所と一次避難所と異なるが、検査所はあくまで候補地であり、県と協議して決定するところがあるが災害時にそのような余裕などないはずであり、実効性は乏しい。

（3）受付ステーションによる交通渋滞

① 六ヶ所再処理工場対象の原子力災害時のUPZ圏内の避難計画；初動体制の検査場所は原則として、六ヶ所村立南小学校、千歳平はるき小公園、千歳平小学校の2カ所に検査所を開設する。

② 検査所の候補地；原子力災害対策指針等に規定される要件を考慮して、検査所には上記2カ所の他、候補地として、六ヶ所高校、旧千歳中学校、酪農会館、第二中学校、グリーン・ペア・はまなす、を候補地に予定し、原子力災害時に最も適切な場所で検査を実施する。

（村の計画）検査所で避難退域時検査；乗員の検査の代用として車両の検査、車両の放射線測定でB線の値が40,000cpm以下となった場合、避難車両は各検査所の近くに位置する8カ所（㊦千歳平小学校、㊧六ヶ所高校、㊨千歳平こども園、㊩千歳平地区公民館、㊪千歳平地区体育館、㊫南小学校、㊬第二中学校、㊭南こども園）の避難所に移動。

③ 受付ステーション（一次避難所）；避難者名簿の登録、当面の間、避難

生活

各避難所の受付ステーション；以下の避難車両、住民が集中する。

㊦ 千歳平小学校（326 人、145 台）

㊧ 六ヶ所高等学校（東通原発対象の UPZ 避難者；泊地区 3115 人、1295 台）

㊨ 千歳平こども園（161 人、79 台）

㊩㊪㊫ 千歳平地区公民館・六ヶ所高校・千歳平地区体育館（1623 人、932 台）

㊬ 南小学校（795 人、436 台）

㊭㊮ 第二中学校・南こども園（717 人、348 台）

④ 受付ステーション（避難所）の場所；㊦から㊬までは村内（UPZ 圏外）倉内笹崎地区、㊬から㊮までは、倉内湯ノ沢地区に隣接して所在。

⑤ 受付ステーション（避難所）駐車場へのアクセス道路；いずれも一車線であり、検査所と同じように、結局、1 台ずつの受付。

⑥ ㊬の南小学校の駐車場に入った避難車両が受付；（1 台あたり駐車場を出て避難所に移動するまでの時間を 15 分）南小学校の受付予定人員は約 800 台、終了させるまでに $800 \text{ 台} \times 15 \text{ 分} = 200 \text{ 時間}$ （8.4 日）もかかる。

⑦ 避難者；避難所の指定を受けるためには検査所の渋滞に加え、受付ステーションによる交通渋滞もくぐりぬける必要、同様の現象は、程度の差はあっても南小学校以外の受付ステーションでも発生。

（4）避難所の駐車場不足による交通渋滞

① 避難所の駐車スペース

六ヶ所再処理工場対象の避難計画の 8 カ所の避難所；約 1800 台の避難車両が集中。

村の避難計画；避難車両の駐車場所は各避難所に設けられた駐車スペース。

② 避難所の駐車場のスペース；

- ・千歳平小学校（145 台）；専用の駐車場なし、校庭に駐車すれば 150 台は可能
- ・六ヶ所高校（932 台）；50 台収容スペース（校庭・グラウンドを加えれば数百台可能）
- ・千歳平こども園（79 台）；25 台収容可能
- ・千歳平地区公民館・千歳平地区体育館（932 台）；50 台収容可能
- ・南小学校（436 台）；140 台収容可能
- ・第二中学校（348 台）；100 台程度収容可能
- ・南こども園（348 台）；70 台収容可能

③ 駐車場不足と渋滞

村内 UPZ 圏外の 8 カ所の避難所の駐車場不足は明らか、また避難所付近に空地はあるものの実際駐車場から避難所まで歩いて移動することになり、収容が終わるまでさらに時間がかかる。

受付ステーション；登録をすませ、避難所を指定され、避難所に行っても駐車場がなければ、見つかるまでの間、路上で待機せざるを得ない。

受付ステーションと避難所の距離；路上待機の交通渋滞はすぐに受付ステーションに伝播し、受付ステーションの駐車場から車両が出ることができない事態が生じる。

受付ステーションの駐車場から車両が出ることができなければ、受付ステーションの駐車場に入ることでもできず、避難所の駐車場不足による交通渋滞は受付ステーションによる交通渋滞をさらに深刻なものにする。

④ 再処理工場対象の避難計画；8 カ所受付ステーションと一次避難所に避難車両 194 2 台が検査所から順次誘導されてくる。

これだけの車両が道路に直線状に並んだだけで、総延長で 1 0 km。

大渋滞；それぞれの避難所に収容され、あるいは収容されずに路上で

待機する避難車両で県道東北横浜線、国道 394 号線があふれ、大渋滞となるのは必定である。

(5) 路上での車中待機可能時間

① 自家用車の場合

避難者にとって最大の問題；㊦一時集合場所における交通渋滞、㊦検査所による交通渋滞、㊦受付ステーションによる交通渋滞、㊦避難所の駐車場不足による交通渋滞、エ村の定めた避難所にたどりつくまでに何時間かかるのか。

車両で避難する住民が渋滞に巻き込まれた場合の路上待機可能時間；食料、トイレ、燃料等によって若干の差はあっても、せいぜい1日から2日で、それ以上ながく車中に留まることは困難。

車中待機可能時間を超えた避難者；検査所での検査、受付ステーションでの受付を諦め、各自の判断で避難せざるを得なくなる。

各自の判断で避難する；村で定めた一次避難所への避難を諦めるということ。

② バスの場合

バスでの避難においては、自家用車の数倍以上の避難者、特に高齢者が多く乗車する、路上での待機可能時間は自家用車の場合の1日から2日よりさらに短く、せいぜい丸1日（24時間）が限界である。

バスでの避難の問題点

ア．トイレがついていないバスのトイレはどうするのか。

イ．乗車している人数が多い分、自家用車の待機可能時間は短いことになり、食料の欠乏、トイレへの対応困難、燃料の不足、体調の不良者の続出。

ウ．検査所の検査、受付ステーションの受付をパスせざる得なくなる。

⑦待機時間を超えたことが明らかになった場合、①乗客の数と乗客のなかに相当数の高齢者が含まれていることから頻繁にトイレを見つけて駐車を繰り返さざるを得ない、⑦トイレが見つめることが出来ない場合、②食料の補給がなされない場合、④乗客の生理的要求を優先し、指定された避難経路を外れることになり、⑦結果としてバスによる避難者は指定された避難所にたどり着くことはできない。

エ. バス運転手の労働時間の問題；⑦バスの路上可能待機時間は、食料、トイレ、燃料、運転手と同乗者の体調等によって決定、①運転手の休息、睡眠も重要な決定要素。

厚生労働省の改善基準告示；⑦拘束時間が1日 13 時間までであり、16 時間まで延長可能、①休息時間は1日、継続8時間以上、⑦運転時間は2日を平均して1日9時間まで、②連続運転時間は4時間ごと30分以上の休憩を確保しなければならず、1回につき10分以上。

一人の運転手の担当；六ヶ所再処理工場対象の原子力災害時のUPZ圏外への避難指示を受けたバスの乗客を運転手が、一時集合場所から検査所、受付ステーション、避難所までを運転する、のであれば、上記の拘束時間をはるかに超え、渋滞にまきこまれてしまえば、厚生省告示に定められた休息時間、運転時間、継続運転時間の定めを守ることとも不可能となる。

(6) 検査所についてのその他の問題点

- ① 使用する検査所と使用しない検査所の区別を避難者に迅速かつ正確に伝達するのは困難

原子力災害時に避難指示又は避難準備の発令が必要と見込まれた時、国の現地対策本部と村が、再処理工場の状況や環境モニタリングの情報

のほか、災害の状況や避難経路上の道路の被災状況などを踏まえて、避難経路等を含む一時移転等の実施方針を作成し、その中で使用する検査所と使用しない検査所を決定し、避難者に伝える。

避難等の指示を受けた住民は村の指示に従い、一時集合場所、避難退域時検査場所、を經由し、地区ごとにあらかじめ定められた村内南側の避難所（8カ所）へ避難等を実施する。

- ② 避難住民が一時集合場所に自家用車で集合するまでの交通渋滞；（例えば、尾駸レイクタウンの住民 1623 人が 932 台の自家用車で近くの文化交流プラザ「スワニー」、駐車スペース 280 台）に集中することになる）。

スワニー；㊦県道 24 号の他、周囲の村道 2 カ所からも入車できる、㊦ 280 台しかない駐車スペースに 932 台も集中する、㊦入庫までの交通渋滞と入庫してから検査所（候補地；六ヶ所高等学校）に向かうまでの所要時間もかなりとなる、㊦避難者カード、避難車両認識票、安定ヨウ素剤の配布に要する所要時間を 1 台あたり 1 分としても、全車に配布し終えるまでに 932 分（約 15 時間半）かかる、㊦スムーズに入庫出庫できない場合は、丸 1 日以上かかることも十分に想定される。

- ③ 再処理工場対象の避難者の次に向かう検査所；㊦初動は 2 カ所（南小学校、千歳平小学校）とし、㊦具体的には避難退避時検査場所としては 7 カ所の候補地を挙げ、㊦原子力災害時には最も適切な場所で検査を実施するとして、㊦検査所を設置した際に、防災行政用無線等により住民に広報する、としている。

- ④ 避難退域時検査場所候補地のうち使用する検査所の決定；㊦六ヶ所高等学校等の倉内笹崎地区の 4 カ所の候補地のうち使用する検査所を決定し、㊦避難者に防災行政用無線等により、迅速かつ正確に伝達するのは困難、なことは福島第一原発事故で実証済みである。

- ⑤ 尾駸レイクタウン地区の避難住民（1883 人、963 台）の一次避難場

所；六ヶ所高校、千歳平地区公民館、千歳平地区体育館、3カ所が指定。

六ヶ所高校；この3カ所の避難所のうちで最も近い検査所候補地。

六ヶ所高校が検査所として使用できない場合；他の6カ所の候補地の検査所を指定されたときの避難者の混乱と交通渋滞は想像を絶する事態が発生する。

⑥ 検査所が予定通り稼働できるかどうか不明

- ・ 六ヶ所再処理工場対象の原子力災害時における要員の配置等体制；県の「避難の基本的考え方」によれば、施設敷地緊急事態と判断された時点から、体制を整え、避難退域時検査場所を設定する準備をする。

- ・ 初動体制として検査所を開設；（倉内湯ノ沢地区）六ヶ所村立南小学校、（倉内笹崎地区）千歳平はるき小公園及び千歳平小学校、の2カ所を原則、他の5カ所の検査所候補地について実際には機能しない。

県の検査所の要員計画；検査場所の状況に応じて要員数の増減を柔軟に対応する、1カ所最低でも28名は必要。

- ・ 避難住民と避難車両の検査のための資機材；放射線測定機器、従事者防護資材、養生資材、簡易除染資材、安定ヨウ素剤・配布用説明資料等、の確保と保管補充にも時間がかかる。

- ・ 事故時に要員の招集；可能かどうか不明であり、避難者の渋滞に巻き込まれれば、要員をスムーズに招集できない事態となる。

初動二カ所の検査所を予定通り開設、稼働；できるか、全く不明。

- ・ 検査所の開設；県は放射性物質の放出後にするとしている、上記の事情（要員の招集、資器材の整備、渋滞）等により、数日後でも稼働開始できるのかどうか、全く不明である。

- ・ 避難退域時検査及び簡易除染；県の防災計画（原子力災害対策編）によれば、「避難や一時移転の迅速性を損なわないよう十分留意して行う」、検査所が稼働できないまま、一次避難所の受付ステーションに回ること

も想定。

- ・ 避難指示（一時集合場所で避難退域時検査場所を伝達される）後の渋滞；

住民が一時集合場所を出たとしても、伝達指定された検査所の交通渋滞のため住民 3622 人、避難車両 1941 台が UPZ 5 km 圏内を長期間脱出できない事態、検査所の候補地の不足と検査所の体制整備（1カ所の検査所に 24 名から 32 名の要員が必要、検査に必要な資機材の確保）に時間がかかる、交通渋滞にさらに拍車をかける。

- ・ 稼働に向けた具体的マニュアル；㊦検査所毎の機材と要員を明確にする、㊧マニュアルを策定、㊨マニュアル通りに機材と要員を集めて稼働を開始できるか、㊩混乱した事故発生時に何時間、何日で稼働できるのか、㊪24 時間体制の稼働は可能かどうか、等について訓練を通じて明確にする必要がある。
- ・ 検査所の稼働に向けた具体的計画；各検査所の避難車両 1 台あたりの検査処理時間と交通渋滞に与える影響も明らかになるが、計画は全く進んでいない。
- ・ 避難退域時検査及び簡易除染の手順；

1. 車両検査→OIL 4 以下→車両及び乗員全員が避難所へ

2. 車両検査で OIL 4 超過→以下①、②

① 車両 車両簡易除染→検査→OIL 4 以下→車両避難所へ ※

② 代表者 検査→OIL 4 以下→乗員全員が避難所へ ※

3. 代表者検査で OIL 4 超過

① 代表者→簡易除染→検査→OIL 4 以下→代表者は避難所へ

② 代表者を除く乗員全員→検査→OIL 4 以下→乗員は避難所へ

4. 代表者を除く乗員検査で OIL 4 超過

① 乗員→簡易除染→検査→OIL 4 以下→代表者除く乗員全員が避難

難所へ※

5. OIL 4 を超えた乗員の携行物品

① 検査→OIL 4 以下→避難所へ

② 検査→OIL 4 超過→簡易除染→検査→OIL 4 以下→避難所へ ※

※ 簡易除染しても OIL 4 以下にならない場合、住民については原子力災害医療協力機関又は原子力災害拠点病院で除染を行う。車両や携行部品については一時保管等の措置を行う。

- ・避難退域時検査と簡易除染；2カ所の検査所で、避難住民 3622 人、1941 台を検査及び簡易除染を行い、1 台当たりの車両、乗員の検査に 10 分かかると想定すると、全車両を終えるまで 162 時間、7 日近く要する（8 カ所の検査所候補地をフル回転したとしても、40 時間かかることになり、この間、検査所付近は渋滞が続く）。
- ・一時集合場所から UPZ 圏外へ脱出まで；交通渋滞等で路上待機時間が長くなればなるほど、検査所に着くまでに被曝する、検査所での検査時間がさらに長く必要。

(7) 受付ステーションの受付についてのその他の問題点

受付ステーションの開設；㊦基本的には 24 時間稼働、㊦それに必要な人員と物資を集められるかどうか、㊦避難所に設置されたステーション毎の車両 1 台あたりの平均受付所要時間と受付業務終了までの日数（開設必要期間）にかかっている。

受付ステーション毎の開設必要期間が不明；その期間中の受付業務に必要な人員と物資を用意できるかどうか不明。

人員と物資を用意できるかどうか不明；受付業務をいつ開始できるのか、受付業務を 24 時間体制で継続できるかどうか不明。

受付ステーションの受付業務の開始の遅れと業務の停滞；交通渋滞をさらに悪化させる。

(8) まとめ

- ① 避難指示を受けた六ヶ所再処理工場対象の UPZ 5 km 圏内の住民；村の定めた一時集合所に集合、そこで避難経路を指示され、自家用車あるいはバスで避難退域時検査所、受付ステーションを経て、一次避難所に避難する。
- ② 交通渋滞；㊦一時集合場所及び検査所と受付ステーションを原因とする極度の交通渋滞、㊦避難所の駐車場不足による交通渋滞の重複、㊦路上の車中待機可能時間内に避難所にたどり着くことは不可能。
- ③ 渋滞の重複；㊦ 5 km 圏内からの脱出を困難にし、㊦村と県の避難計画に従った再処理工場対象の避難者は 5 km 圏内に留め置かれ、㊦長時間放射能を浴び続ける。
- ④ 避難計画の実効性；積雪寒冷の冬期間、悪天候の日中・早朝・夜間の避難の場合、一時集合場所、検査所、受付ステーション、一次避難所までの交通状態、渋滞の度合い、それぞれの場所の開設までと開設後の処理に係る所要時間、二次避難先への指示誘導等、とてつもなく時間がかかることになり、さらに地震等が重なり、道路が使用できない場合を想定した場合、とうてい避難住民や避難車両が安全に避難所にたどり着くことは保証できない。

3. 複合災害等で避難先自治体が受け入れを拒否した場合でも、その避難先自治体の受付ステーションまで行かなければ二次避難先を指定してもらえない仕組みになっているため、結果として避難者は二次避難先を指定してもらうことができない（実効性が欠けている第 2 の理由）

(1) 村と避難先自治体との協定

- ・ 広域一次滞在に係る応援協定；㊦県の原子力防災計画によれば、について、「大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、市町村間の広域

一時滞在に係る応援協定の締結を支援する」、②村の再処理工場対象の避難計画では、単独の災害については、原則として、広域の二次避難先の検討はしていない。

- ・ 複合災害時または新型コロナウイルス感染症対策を含む感染症流行下；避難所運営など、収容人員に不足が生じる場合が想定されるとして、そのような場合には、東通原発対象の避難計画に基づき、二次避難先となる弘前市への避難等を検討。
- ・ 災害時における青森県市町村相互応援に関する協定；①村は県及び弘前市と協議し、段階的な対応等を行うとしている、②六ヶ所村と弘前市の間で具体的な協定等は締結されていない。
- ・ 想定される六ヶ所村と弘前市の協定；①「発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める」とあるはず、②その条項には「原子力災害時に六ヶ所村の住民の生命又は生命を保護するため、六ヶ所村が広域避難の必要がある」と認めたときは、弘前市は正当な理由がある場合を除き、六ヶ所村の住民を受け入れるものとする」という規定があるべき。ここで、「正当な理由がある場合」とは；避難先の弘前市が複合災害等に見舞われ、村の被害者を受け入れることができない場合は、受け入れを拒否することができるということを意味する。実際に六ヶ所再処理工場対象の原子力災害時に、避難先の弘前市が当該自治体にも被害が生じていることを理由に、市長が受け入れを拒否した場合、代替避難所の確保の調整手続きを県が迅速に対応できるとは考えられない

（２）県のガイドライン

- ① 県のガイドライン；再処理工場対象の「原子力災害時における避難の基本的な考え方」によれば、村により避難指示がなされた住民は UPZ 圏外の村の南部の避難所へ避難することを原則としており、弘前市への広域避難を想定していない。

- ・ 陸路を南下して国道 338 号を使用する避難；避難住民 3281 人、避難車両 1780 台
 - ・ 県道 25 号を使用する避難；、避難住民 341 人、避難車両 161 台
 - ・ 国道 338 号において通常の渋滞がない場合：最後尾の避難車両が避難開始可能となるのは 8 時間後となる。 $(1780 \text{ 台} \div 224 \text{ 台/h} = 7.9 \text{ h})$
 - ・ 東通原発対象の県のガイドライン；UPZ 圏内の六ヶ所村住民に対しては、避難先は始めから弘前市と明示しており、再処理工場対象の UPZ 範囲内の住民の避難計画と明らかに異なっている
- ② 再処理工場対象の原子力災害時に弘前市への広域避難；実施は、あくまで「地震等の自然災害に伴う損壊や感染症流行下における避難所運営など、収容人数に不足が生じる」場合のみ。
- ③ 六ヶ所再処理工場と東通原発において複合事故が発生した場合；泊・石川・出戸地区以外の地区は両対象の UPZ 圏内が重複するため、重複する地区の住民の避難所が村内なのか、弘前市なのか混乱することになり、迅速に村が対応できるのかどうか大いに疑問。

(3) 村の計画と村の方針

- ・ 村の東通原発対象の避難計画；UPZ（30km）圏内の住民は、圏外の村内南部に開設する「一次避難施設において住民登録、家族との合流などを実施し、避難の準備が整った住民については、弘前市内に設ける二次避難施設へ避難し、当面の間、避難生活を行う」。
- ・ 村の再処理工場対象の避難計画；UPZ（5 km）圏内の住民の避難は、複合災害時又は新型コロナウイルス感染症対策を含む感染症流行下における段階的な対応（東通原発対象避難計画に準じ弘前市への広域避難）が必要な場合を除き、村内南地区の避難所へ避難する。
- ・ 村の東通原発対象の避難計画；受け入れの二次避難先の弘前市に対し、「避難元の地域コミュニティを崩さないように配置を考慮」してもら

う。

- ・受け入れ先の二次避難施設；弘前市立岩木小学校はじめ市内の 24 小中学校。
- ・24 校に避難するのは；地区・地域ごとにまとまった住民 7736 人、避難車両 3335 台が避難。
- ・24 校の避難所への要求；「避難所内への受付、居住スペース、要配慮者向け居住スペース、トイレ、情報掲示板、更衣室、授乳室、ゴミ捨て場などの設置を考慮」すべしと要求」。
- ・避難車両の駐車場所；各避難所に設けられている駐車スペースとすることを求め、これでは 1 避難所当たり平均 139 台の勘定となり、駐車スペースが足りないことは明白で、学校側の職員の駐車スペースがなくなってしまう。
- ・避難所の開設；誘導員、受付、要配慮者の支援、避難所全体の運営などで、数百人規模の避難所では 1 施設につき 20 名程度の職員の配置（全体で 500 名ほど）が必要なのに、村が一時集合場所、一次避難施設の開設・運営のため十分な職員を派遣できないことが想定されるとし、弘前市職員、県職員等の協力の要請を行うとしている。
- ・避難所開設準備に必要な資機材；（毛布、オムツ・生理用品などの日用品、仮設トイレ、食料、水、マスク、手指消毒液等）の準備をどの機関がするのかについて記述がない。
- ・弘前市が村からの避難者受け入れを拒否；これでは、いくら村や県から強く要請されたとしても、受け入れ拒否しても当然ではないのか。
- ・東通原発対象の避難計画；弘前市は横浜町の避難者 5031 人、避難車両 2118 台も受け入れなければならない。
- ・二次避難先の自治体は極めて重い課題を負わせられている。

村の二つの計画；複合災害等で二次避難先の弘前市が受け入れを拒

否した場合の対応に関する記載がなく、複合災害等で弘前市が受け入れを拒否した場合、代替避難先自治体の受付ステーションまで行かなければ、二次避難先を指定してもらえない。

村と県の方針；非現実的であり、実効性に欠けている。

(4) 受け入れを拒否された避難先自治体に行くこと自体ない

指定された避難先の弘前市が受け入れを拒否；そのニュースが伝われば、現実的には避難者の心理として、弘前市の受付ステーションに長時間かけて行くことはありえない。

東通原発対象の村内 UPZ 圏内の住民；①避難指示が出され、②地区ごとに指定された一時集合場所で避難者カードと避難車両認識票を受取った段階、③それぞれ割り当てされた弘前市内の受付ステーションに向け避難を開始する段階、④弘前市から受け入れを拒否されることも想定、⑤再処理工場対象の原子力災害時の避難計画に準じ、村内南地区の避難退域時検査所及び一次避難所の受付ステーションに向かう、以外に手段はない。

この場合；①避難住民 7086 人、避難車両 3335 台が村内南部に集中する、

②未曾有の大渋滞となる

(5) 受付ステーションの立ち上げが困難

広域的避難先の弘前市が複合災害に見舞われ受け入れ拒否；避難先の弘前市の協力を得ることができないため、村の責任で受付ステーションを開設し機能させなければならない。

① 村独自に受付ステーションを開設し、機能させることは困難である。

上記の交通渋滞に巻き込まれ、村の職員が避難者より早く受付ステーションに到着できる保証はない。

村の再処理工場対象の避難計画；①1000 人以上の避難所は、誘導員、受付（受付ステーション）、要配慮者の支援、避難者全体の運営など 1 施設につき 32 名程度、数百名規模の避難所は 1 施設につき 20 名程度の職

員を要する。

全ての避難所が開設される場合；最低でも 184 人の要員が必要となる。

避難所運営要員の勤務体制；① 2 交代とする場合は 2 倍、② 3 交代とする場合は 3 倍の要員、が必要。

2019 年度の村の職員数；218 人であり、これでは到底対応しきれない。

村は再処理工場での放射性物質放出前；㊦警戒事態で六ヶ所オフサイトセンターの連絡要員等の派遣を実施し、④施設敷地緊急事態で避難所、一時集合場所、避難退域時検査場所の開設準備に要員を振り分ける。

放射性物質放出後；㊦地上 1 m で計測した空間放射線量が毎時 500 マイクロシーベルトに達した段階で、国及び県からの指示内容を踏まえ、UPZ 内の地区毎に数時間内に避難させる指示をする、④さらに、1 日が経過した時点で、地上 1 m で計測した空間放射線量が毎時 20 マイクロシーベルトを超えている場合には、区域を特定しながら、1 週間程度内に一時移転を実施する。

村は住民が避難開始する前；㊦避難所受付ステーションの開設準備に職員を向かわせる、④一時集合場所や避難退域時検査所にも要員を派遣しなければならず、㊦国道 338 号や県道 24 号の大渋滞のなか、一次避難所の受付ステーションに避難者より早く到着できるという保証は全くない。

- ② 村の職員の誰がどの受付ステーションに行くのか決まっていない。受付ステーションを機能させるに足る職員を張り付かせることができるかどうか不明である。その職員が家族の避難よりも職員としての義務を優先することに同意しているのかも不明である。

再処理工場対象の原子力災害のとき；村が 184 人の避難所開設（受付ステーションを含む）要員となる職員のうち、誰をどの受付ステーションに向かわせるのか決まっていない。

一時集合場所から避難退域時検査を受けた避難住民；大渋滞のなか次に向かうのは、一次避難所の受付ステーションである。

受付ステーションを機能させる；職員を張り付かせることができなければ、一次避難所として避難所は機能マヒしてしまう。

受付しないことには；避難者の登録、居住スペースの割当等ができないことは当然である。

避難所の駐車場；避難住民と避難車両で溢れて、パニック状態となる。

避難所開設と受付ステーションの振り向けられた村の職員；自分の家族の避難よりも職員としての義務を優先することに同意しているのかどうかも不明。

③ 多くの避難者は受付ステーションに入れない

避難者が避難所に入所する；受付ステーションに到着し、一次避難所を指定され、あるいは、二次の弘前市の避難先を指定され、受付ステーションを出るまでの滞在時間は長くなる。

その間、多くの避難者；受付ステーションに入らず、路上での待機を余儀なくされ、交通状態は極度に悪化し、受付ステーションにたどりつく前に路上待機時間を超えてしまう。

一次避難所が開設できないか、あるいは収容不能の事態；一次避難所の放射能濃度が OIL1 ないし OIL2 の基準を超えた場合、避難者は広域避難先の弘前市の二次避難所への移動を指定される。

指定避難先の弘前市が複合災害等の事情で受け入れを拒否；別の二次避難先の指定を受ける必要が生じた場合、村と県の計画では長時間かけて指定避難先自治体の受付ステーションに行かなければ二次避難先の指定を受けることができず、仮に行けたとしても、そこで二次避難先を指定してもらえる保証はない。

指定避難先自治体の受付ステーションに行くことができなかった避難

者；二次避難先を指定しない村と県の方針が非現実的で実効性を欠いていることは明らか。

4. バスの確保と手配ができない（実効性が欠けている第3の理由）

（1）村の計画

- ・ 村の再処理工場対象の避難計画；自家用車を利用できない住民はバスとする。
- ・ 何らかの理由により自家用車により避難できない住民；一時集合場所に集合するとあるだけで、徒歩によるものか、他の住民の自家用車に分乗するものか、明らかでない。
- ・ 指定された一時集合所に集合できない住民；バスによる避難ができないということになる。
- ・ 一時集合所に集合した避難住民を避難搬送するバス；六ヶ所村職員を添乗させ、避難退域時検査所、一次避難受付ステーション、そして一次避難所まで誘導することになる。
- ・ 災害の程度によって二次避難所として指定された避難先自治体（弘前市）の受付ステーションに向かうことになる。
- ・ 村の計画；これらの事態に応じた具体的なマニュアルは示されていない。
- ・ バスを利用する避難者が集合する一時集合場所；再処理工場対象の原子力災害で7カ所、東通原発対象でさらに6カ所が指定されている。
- ・ 村の対応；①一時集合場所に要員を派遣し、②避難者（車両）を誘導し、③地区ごとに避難者を点呼確認し、④避難者カード、避難車両認識票を手渡し、⑤安定ヨウ素剤の配布と⑥自家用車で避難できない住民のためにバスの配置の要請を行い、さらに⑦バスの添乗員となる、と一時集合場所に最低でも8人の職員を派遣する必要。

- ・再処理工場対象の6カ所の一時集合場所；最低でも48人が必要。

(2) 県の計画とガイドライン

- ・避難者の輸送手段；県の計画は、「関係機関との連携により輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする」とし、「県は、人員、車両等の調達に関して、関係機関のほか、輸送関係省庁支援を要請するものとする」。
- ・避難時の移動手段；県の再処理工場対象の原子力災害の「基本的考え方」によれば、「避難行動要支援者及び自家用車を利用できない住民はバス、他の住民は自家用車を基本とする」とし、これに基づいて県の計画では、六ヶ所村の避難行動要支援者は73人、バス4台を配置するとしている。
- ・自家用車により避難所まで移動できない住民；「村又は関係機関においてバス等の避難車両を手配し、バス等により避難等をする事となるため、一時集合場所へ集合する」ことになる。
- ・避難者の輸送用バス；国・県又は村の責任で確保する必要がある。

(3) 県と公益社団法人青森県バス協会との協定書の締結

- ・災害時等におけるバスによる人員等の輸送に関する協定書；県は平成29年3月27日公益社団法人青森県バス協会との間で、「災害時等におけるバスによる人員等の輸送に関する協定書」を締結。
- ・この協定は、協会が県から協力の要請を受けた場合、県の必要とする業務（被災者等の輸送に関する業務）を可能な限り実施するよう努めることになっている。

一時集合場所に集合した自家用車を利用できない避難者は、協会の用意したバスによって避難させることができるかどうか問題になる。

(4) バスの確保の困難

① 協会の会員（事業者）（以下、事業者）に協力要請する実行責任者が不在

- ・ 事故が発生してバスによる緊急輸送の必要が生じ、県が協力を要請した後、事業者に直接バスを要請する責任が協会（事務局）にあるのか、県にあるのかは極めて重大な問題。
- ・ 責任者が直接事業者にバスを要請するには、A 事業者がバスを何台保有しているか、B 原子力災害時に運転手の同意も含め、バスの提供可能台数の見込み、C 協会全体の提供可能台数、D 事業者との連絡網の整備、E 休日・夜間も含めた事故発生時の即応体制の整備、などが必要となる。

協会が責任者の場合；上記 C の結果を県に通知する必要。

県が責任者の場合；C で明らかになった不足のバスを他の手段で調達する、ことが必要。

- ・ 県と協会；事業者に直接バスを要請する責任を互いに押し付けている結果、事故発生時、事業者にバスを要請する責任者が不在となり、バスの確保は不可能である。

② 緊急輸送に必要なバスのトータル台数（座数）が把握されていない

- ・ 再処理工場対象の原子力災害発生時；村も県も、バスを必要とする避難者数とバスの必要台数を把握していない。
- ・ 村全体での必要台数；必要台数が明らかになり、それに見合うバスを協会が用意でき、はじめてバスによる輸送が可能となる。

バスによる輸送について；基本的なデータの収集すらできていないのが現状である。

③ 必要台数のバスを協会から提供してもらえる保証がない

協会から提供してもらえるバスの台数が不明；①不足するバスの台数も不明である、②現状では協会から提供してもらえるバスの台数、不足

するバスの台数すら不明、③県に上記の A から F の責任を果たすつもりがあるとは思えず、結果としてバス協会を通じてのバスの確保は不可能

(5) 手配も困難

① 手配の実行責任者が不在

確保したバスをどこの一時集合場所に派遣するのか；①バスを一次集合場所に派遣を決定し、②その決定を事業者あるいはバスの運転手に誰が伝達するのも重要。

事業者にバスの提供と手配；①要請する場面、②提供を受けたバスを手配する場面、においても、実行責任が誰かについて県と協会の見解は不明。

現状では；事業者からバスの提供を受けたとしても手配者が不在

② バスの添乗員（村の職員）の確保と手配に手がついていない

・ 村の計画；「避難指示を受けた住民で、何らかの理由により自家用車で避難ができない住民については、村又は関係機関においてバス等の避難車両を手配し、バス等により避難することとなるため、一時集合場所へ集合する」 ことになっている。

村の方針；誘導員として職員を添乗させる。

・ 問題；職員のうち、誰がどのバスに添乗するのか決まっていない。

協会を通じバスを確保し、バスが指定された一時集合場所に到着しても、バスを誘導する職員の添乗がなければ避難を開始することができない。

5. 病院・高齢者施設・障害者施設の入院患者・入居者の避難が困難（実効性が欠けている第4の理由）

(1) 村の計画

・ 社会福祉施設等（村内9施設・定員230名）の入院患者や入所者；村

の計画は、各社会福祉施設等において定める避難計画に従って、「社会福祉施設等が保有している車両を活用しつつ、県及び村が連携し、必要なバスや福祉車両、救急車等を関係機関と調整して確保する」と規定。

- ・ 搬送手段；「県は、関係機関との調整だけでは避難手段が十分に確保できない場合は、他の避難手段の確保を図るとともに、隣接同県や国等に対して支援を要請」すると規定し、最終的には県の責任で確保することになっている。

（２）県の計画と「ガイドライン」

- ・ 社会福祉施設等の入院患者や入所者（県の計画）；「基本的に住民と同じ避難先市町村（弘前市）の社会福祉等に避難すること」とし、避難先施設となる社会福祉施設等を事前に台帳に登録する。
- ・ 災害が発生した場合；県は避難先市町村（弘前市）と連携して台帳に登録されている避難先施設と調整を行い、避難先を決定する。
- ・ 搬送先と搬送手段の確保の最終責任；このように、県の計画によれば、社会福祉施設等の入院患者や入所者の搬送先と搬送手段の確保の最終責任は県にある。

（３）有床診療所等の入院患者の搬送先と搬送手段が確保されていない

- ・ 有床診療所等の避難計画；六ヶ所村には、有床診療所（19 床）と介護老人保健施設（29 床）があり、それぞれ避難計画を定めている。
- ・ 避難までの流れ；
 - 1．原子力災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合、村は村内の社会福祉施設等に連絡し、避難者の把握を行う。
 - 2．村は、社会福祉施設等から確認した内容について、県に対して報告し、支援の要請を行う。
 - 3．報告及び要請を受けた県は、避難先の弘前市と避難に関する連

絡調整を行う。

4. 県は、弘前市の避難先施設（社会福祉等）に受入要請を行う。
5. 県より受入要請を受けた避難先施設は、受入れの可否を判断し、その内容を県へ連絡する。
6. 受入れが可能な場合、青森県は避難先施設と具体的な受入の協議及び連絡調整を行う。
7. 県は、避難先施設との受入に係る調整内容について村に連絡する。連絡を受けた村は、村内の社会福祉施設等と具体的な避難方法等に関する調整を行う。
8. 村内の社会福祉施設等は、避難及び避難方法等が決定し、避難の準備が整った段階で、避難先施設へ避難を行う。

- ・ 避難手段；社会福祉施設等が保有している車両を活用しつつ、県及び村が連携し、必要なバスや福祉車両、救急車等を関係機関と調整して確保する。
- ・ 避難手段が十分に確保できない場合；県は、関係機関との調整だけでは確保できないときは、他の避難手段の確保を図るとともに、隣接道県や国等に対して支援を要請する。
- ・ 弘前市の受入先医療機関・社会福祉施設等；登録だけで具体的に明示されていないことから、事前に確保されてはおらず、搬送手段のバス等の確保もままならないことは明らかである。

（４）高齢者施設・障害者施設の入居者の搬送先と搬送手段が確保されていない

- ・ 六ヶ所村の高齢者施設・障害者施設の搬送先と搬送手段；有床診療所及び介護老人保健施設を除く 7 カ所の高齢者施設・障害者施設の入居者（182 人定員）の搬送先と搬送手段が確保されていないことが明らかである。

高齢者施設に入院、入所中に原子力災害が発生；受入先と搬送手段

が確保されていないため、避難することが出来ず、村と県の計画はこの点においても、実効性が欠けている。

6. 村の行政機能の移転先（代替施設）が確保されていない（実効性が欠けている第5の理由）

（1）村の計画

- ・ 村の行政機能の移転；県の計画によれば、「災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合の避難先をあらかじめ定めておくとともに、優先的に実施する業務や人員の確保等について定めた業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする」。
- ・ 村の計画；役場が再処理工場対象の UPZ 圏内、さらには東通原発対象の UPZ 圏内に位置することから、UPZ 圏外に代替施設を確保する必要がある。
- ・ 代替施設の確保；現在においても、計画にはうたわれていない。

（2）村の行政機能の移転先（代替施設）が確保されていない

- ・ 村の行政機能の移転先；再処理工場対象の村の計画では、村役場はサイトから 4 km 圏内にあり、5 km 圏外のどこかに代替施設を確保しておかなければならない。ところが、代替施設の確保どころか、リストアップもまだである。
- ・ 村の行政機能の移転先（代替施設）が確保；なされていなければ、住民の避難は司令塔を欠いた避難とならざるを得ず、村の計画はこの点においても実効性が欠けている。

7. オフサイトセンターが機能しない（実効性が欠けている第6の理由）

（1）県の計画

- ・ 県の現地災害対策本部は原則として対策拠点施設（オフサイトセンター）に設置する。
- ・ 県の緊急事態応急対策；県は相互に協力するため、国、六ヶ所村、関係周辺市町村とともに、原子力災害合同対策協議会を組織し、オフサイトセンター内に設置された国の現地事故対策連絡会議と連携して対策を進める。
- ・ 六ヶ所再処理工場対象の緊急事態応急対策等拠点施設；UPZ 圏内の六ヶ所村尾駸野附地区の六ヶ所オフサイトセンター（再処理工場から4 km 圏内）に設置。

（2）広域避難におけるオフサイトセンターの役割

- ・ オフサイトセンターの現地対策本部の広域避難における役割
 - ア 村が単独に避難指示を出す際、オフサイトセンター内に設置された国、県、村の合同対策協議会と国の原子力災害対策本部等との連絡調整
 - イ 避難経路の決定等を含む一時移転等の実施方針の確認
 - ウ 住民の避難状況及び輸送手段の確保状況に係る情報の収集と、収集した情報を元にした輸送支援要請等の活動（バスの確保と手配を含む）
 - エ 入院患者・利用者の避難状況及び輸送手段の確保状況に係る情報の収集と、収集した情報を元にした輸送支援要請等の活動
 - オ オフサイトセタリングの実施と原子力災害対策本部が決定した安定ヨウ素剤服用センターに設置される緊急時モニタリングセンターにおける緊急時モニ方針の地方公共団体への伝達
- ・ オフサイトセンターの役割；1．避難指示の発出と避難、2．二次避難先の指定、3．バスの避難と手段、4．要保護者の避難、5．安定ヨウ素剤

の緊急配布に深く関わり重要な役割を果たすことになっている。

(3) オフサイトセンターが機能しない

① 内閣府のオフサイトセンターに係るガイドライン；内閣府のオフサイトセンターに係るガイドラインによれば、六ヶ所オフサイトセンターの維持管理体制として、「関係地方公共団体等（県と六ヶ所村）の職員と原子力防災専門官は連携し、平時よりオフサイトセンターの機器・設備等の情報共有を含めた一体的な運用管理を行うことが必要」とし、具体的には、原子力防災専門官はオフサイトセンターの建物等の管理者、関係地方公共団体等の職員と資機材等の情報共有（例えば維持管理事業者、運営支援事業者の連絡先情報、設備仕様、在庫数、整備・点検状況等）を図るとともに、内閣府、原子力規制庁等との連携の下、当該資機材等に係る整備・点検を行うことが必要、としている。

② 県の対応；県は、国が現地事故対策連絡会議を対策拠点施設（六ヶ所オフサイトセンター）において開催する際、これに県の職員を迅速に派遣するため、原子力防災専門官等と協議してあらかじめ派遣職員を指定するとともに、オフサイトセンターへの派遣手段等を定めておくもの、としている。

③ 問題点

- ・ 原子力防災専門官の業務；県の現地対策本部において、常駐している原子力防災専門官が現地における実質的な国の責任者として必要な業務を行うのか、明確になっていない。
- ・ オフサイトセンターの役割；県の現地対策本部としての判断を常駐する原子力防災専門官が下せるはずもなく、指揮命令系統が明確になっていないため、村の広域避難にとって重要な役割をオフサイトセンターが果たせない。
- ・ オフサイトセンター内現地対策本部は事実上避難の司令塔；村の行政

機能の移転先（代替施設）が決まらない状況下で原子力災害が発生し、六ヶ所村役場が避難対象区域に含まれた場合、複合災害（地震、津波、停電、東通原発事故）に耐えられる施設と通信回線を備え、放射性物質を遮断する空気浄化フィルターを設置しているオフサイトセンター内の現地対策本部は、事実上避難の司令塔となる。

- ・ オフサイトセンター内の現地対策本部は機能不全；オフサイトセンター内の現地対策本部の意思決定システムが定まっておらず、意思決定に必要なメンバーの参集時間も不明なので、福島第一原発事故の時と同じように原子力災害発生時の混乱のため必要なメンバーが参集できず、司令塔は機能不全に陥る。
- ・ オフサイトセンターが機能不全の場合；再処理工場から 4 km 圏内に位置するオフサイトセンターの放射線量が上昇し、機能不全になった場合、国のガイドラインでは代替施設（第二オフサイトセンター）として再処理工場から 8 km 圏内の青森県原子力センターを指定。
- ・ 第二オフサイトセンターも機能不全；青森県原子力センターは、一次避難所に近接しており、原子力災害時には避難車両が集中し、現地対策本部の要員の参集が容易でなく、ここでもオフサイトセンターの機能がマヒしてしまう

8. 安定ヨウ素剤緊急配布ができない（実効性が欠けている第7の理由）

（1）村の計画

安定ヨウ素剤の配布は村の計画によれば、安定ヨウ素剤の配布は以下のよう、村が別に定める「安定ヨウ素剤緊急配布実施要領」に基づき行われる。

① 配布の考え方

原子力災害対策指針及び青森県地域防災計画（原子力災害対策編）では、

PAZ 内の住民においては事前配布

UPZ 内においては緊急時における緊急配布を基本

村は、緊急時において安定ヨウ素剤を住民に配布する緊急配布を基本

② 配布場所

安定ヨウ素剤配布場所は、一時集合場所で配布

一時集合場所において安定ヨウ素剤の配布を受け取ることができなかった住民は、避難退域時検査場所で配布

③ 配布時期

原則として、国から避難等の指示と併せて配布の指示があった場合

施設敷地緊急事態において、村の判断により配布する場合がある

安定ヨウ素剤の配布について、防災行政用無線等により住民に広報

④ 配布方法

各配布場所—配布責任者及び配布担当者

配布担当者が配布責任者の指示に基づき、住民に対して安定ヨウ素剤を配布。配布責任者は、原則、医師、薬剤師、原子力防災に関する基礎的な研修を受講した者、あるいは同等の知識を有する者。

(2) 県の計画とガイドライン

- ・ 安定ヨウ素剤の服用に関する県の計画；安定ヨウ素剤の服用体制の整備と緊急時に配布される安定ヨウ素剤の服用指示についての県の計画は、「県は、原子力災害対策指針を踏まえ、所在市町村、関係周辺市町村、医療機関等と連携して、PAZ 内及び PAZ 外であって安定ヨウ素剤の事前配布が必要と判断される地域の住民等に対する安定ヨウ素剤の配布体制並びに PAZ 外の住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、安定ヨウ素剤の服用が行えるよう、準備しておくものとする。また、配布にあたっては放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばく及びその健康影響の年齢による違いを考慮して行うこととし、日常よりパンフレット等により、住民への理解、広報に努める。なお、服用を優先すべき対象者は、妊婦、授乳

婦及び未成年者（乳幼児を含む）である。」

「県は、所在市町村、関係周辺市町村と連携し、緊急時に住民等が避難を行う際に安定ヨウ素剤を配布できるよう、配布場所、配布のための手続き、配布及び服用に関する医師、薬剤師の手配等についてあらかじめ定めるとともに、配布用の安定ヨウ素剤あらかじめ適切な場所に備蓄しておくものとする。」

「緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として、原子力規制委員会が屋内退避や避難とともに服用の必要性を判断し、県は、対象となる市町村と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき、又は独自の判断により、住民等に対し、原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示するものとする。ただし、時間的制約等により、医師を立ち会わせることができない場合には、薬剤師の協力を求める等、あらかじめ定める代替の手続きによって配布・服用指示を行うものである。」

- ・ 県のガイドライン；「広域避難の基本的な考え方」によれば、緊急配布用安定ヨウ素剤は六ヶ所村役場に丸剤 20,000 丸、粉末剤 500 g 1 本が保管。
- ・ 配布；原則として、避難等の指示と併せて配布の指示があった場所とするが、施設敷地緊急事態において、市町村の判断で配布することができることとし、柔軟に対応できる。
- ・ 配布準備から、配布の実施；

ア 施設敷地緊急事態と判断された時点から、備蓄先から配布場所へ搬送し、対象者に対し、配布準備

イ 原則として、避難または一時移転の指示と併せて緊急配布の指示があった場合、配布（ただし、施設敷地緊急事態において、市町村が必要と判断する場合は配布することができる）

ウ 配布責任者と配布担当者を予め定めて置く。

(3) 安定ヨウ素剤の緊急配布ができない

- ① 安定ヨウ素剤の服用のタイミング；安定ヨウ素剤は、適切なタイミングで服用することにより予防又は低減をすることができる。

放射性ヨウ素に対する効果；放射性ヨウ素に曝露される 24 時間前から曝露後 2 時間までの間に安定ヨウ素剤を服用する必要。

安定ヨウ素剤の服用効果；曝露後 16 時間以降であればその効果はほとんどない。

- ・ 安定ヨウ素剤服用の逆効果；逆に放射性ヨウ素に曝露後 24 時間以上経過して安定ヨウ素剤を服用すると、甲状腺に蓄積された放射性ヨウ素の生物学的半減期を延長させるため有益性よりも有害性が大きくなる可能性がある。
- ・ 安定ヨウ素剤の服用指示；服用を指示するにあたっては、原則として医師が関与し、副作用の可能性もあることから医療関係者の指示を尊重して合理的かつ効果的に行うことが必要。

県の安定ヨウ素剤服用の規定；県も計画のなかで、「原則として医師及び薬剤師並びに訓練を受けた医療関係者及び地方公共団体職員の関与の下で安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用の指示又は指示を伝達する」と規定。

安定ヨウ素剤の配布と服用は困難；以下の理由により安定ヨウ素剤を適切な時期と適切な方法で緊急配布することは困難であり、同時に専門家の関与の下に服用させることも困難。

② 問題点

- ア 配布場所が一時集合場所と検査所であれば服用すべきタイミングに服用することができない。

安定ヨウ素剤の配布場所；村は一時集合場所において配布し、県は避難退城時検査所において緊急配布する、ことにしている。

一次集合場所での安定ヨウ素剤の配布；一時集合場所に安定ヨウ素剤を配布する人員を村が確保し、一時集合場所に安定ヨウ素剤を適切な時期に届けられる保証はない。

検査所での安定ヨウ素剤の配布；検査所については、これまで述べてきたように、予定どおり稼働できるかどうか不明であり、稼働できたとしても避難車の検査に何日もかかることが予想され、その間、避難者は路上で放射性物質に晒されたまま待機を余儀なくされることになるのであるから、検査所でタイミングを失せず安定ヨウ素剤を配布できる保証は全くない。

イ 医師及び薬剤師並びに訓練を受けた医療関係者及び地方公共団体職員の関与の下で配布することができない。

安定ヨウ素剤の医師・薬剤師等の関与の下での配布；上記のように県の計画では、医師及び薬剤師並びに研修を受けた医療関係者及び地方公共団体職員の関与の下で配布し、服用の指示（指示の伝達）も、それらの立場の人達によって行うことになっている。

医師及び薬剤師並びに訓練を受けた医療関係者及び地方公共団体職員の配置；一時集合場所（7カ所）と検査所（候補地8カ所）にそれらの立場の人を配置できるのか、配置できる体制が未整備であることは明らか。

ウ 配布及び服用の必要性を判断し、指示を下すオフサイトセンター内の現地対策本部がいつ立ち上げられるか不明

緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用；再処理工場対象のUPZ内における安定ヨウ素剤の服用は、「緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として、原子力規制委員会が屋内退避や避難とともに服用の必要性を判断し、県は、対象となる市町村と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき、又は独自の判断により、住民等に対し、原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示する」こととされている。

オフサイトセンターの現地対策本部の意思決定システムの不定；オフサイトセンターの現地対策本部の意思決定システムが定まっておらず、判断を下すための主なメンバーがいつ参集できるのかも判明していない。

適正な期間内での住民への安定ヨウ素剤の配布・服用；配布及び服用の必要性を判断する主体をいつ立ち上げられるか不明である以上、適切な期間内に安定ヨウ素剤が住民に届き、服用について専門家による適切な指示が出せる保証は全くない。

第6 実効性欠如の理由（まとめ）

1. 村と県の避難計画は、上記の7点において実効性が完全に欠けている。

第1の理由は、避難者の視点を欠き、避難させる側の視点のみで計画を作成したことである。避難住民の「車両での路上待機可能時間」を考慮することなく、避難者の視点を欠き、避難させる側の視点のみで計画を策定したからである。避難者の意見を聞かずして実効性ある計画を作成することができないは当然のことである。

第2の理由は、現場調査を欠いたことである。指定された避難経路を辿って、一時集合場所と検査所、さらに避難先の受付ステーションまでの間の現場調査を行なえば、検査所と受付ステーションが深刻な交通渋滞を引き起こすことを知るはずである。

7カ所の検査所候補地のどれを検査所として選定するのか、原子力災害時にならないと設置場所が決まらないとしている。これでは、ますます交通渋滞に拍車をかけることになる。結局、現場調査を行わず、机上のみで計画を作成したのは明白である。

県のマニュアルによれば、放射性物質が検出後、緊急時モニタリングの結果で1日を経過した時点でOIL2の基準を超えた場合、住民に避難指示が発出され一時集合場所に集合した住民に対し、避難退域時検査所への移動を伝

達するものの、実際に検査所の稼働開始まで、資材の運搬と要員の招集で数日かかるとしており、検査所稼働開始がさらに遅れる可能性が大である。

再処理工場対象の原子力災害時の六ヶ所村内の避難退域時検査場所として、初動体制として検査所が開設されるのは、南小学校と千歳平はるき小公園（千歳平小学校）の2施設であり、両施設に検査所の開設稼働を待って、避難住民 3636 人、避難車両 1982 台が集中するのであるから、いつ開くかも分からない検査所の門の前に立って数日間路上待機を続ける避難者の不安と焦燥に思いをめぐらせたとき、この検査所の計画が机上プランであることは自明のことである。

第3の理由は、設計ミスの放置である。

2. 最大の設計ミスは UPZ 5 km 圏内からの脱出と一次避難所への避難を同時に達成しようとしたことである。初動で開設される二つの検査所は、次に移動する一次避難所と同地区であり、一時集合場所から検査所に至る道の交通渋滞により、5 km 圏内からの脱出が困難になること、検査所と一次避難所の受付ステーションの交通渋滞によって避難所にたどり着くことも困難となることは先に述べたとおりであり、村と県の避難計画に従った避難者は長期間 5 km 圏内に留め置かれ、放射能を浴び続けることになる。5 km 圏内からの脱出と一次避難所（検査所に切り替える）への避難を分けて、前者を優先させる避難計画を策定すべきであったのである。

例えば、実効性のある避難計画にするためには、

- ① 再処理工場対象の二カ所の検査所に加え東通原発対象の6カ所の検査所をすべて稼働させるとともに、5 km 圏外の村内の他の場所にも検査所を開設できるようにするとともに、野辺地町の3カ所の検査所も併用できるように調整する。
- ② 検査所の設置と稼働はすべて原子力事業者（日本原燃、複合災害の場合

は東北電力)の役割とする。

- ③ 避難者は①の検査所で検査を受け、いったん各自の判断で村外に脱出し、各自の判断で避難先をみつける。但し、バス輸送者や避難先を確保できない避難者のために一時的受け入れを県内外の自治体に依頼し、協定を結ぶ。
- ④ 県内の避難所が受け入れ可能な状態になってから、その避難所を利用できる人たちのリストをテレビその他の方法で、「六ヶ所村〇〇地区の避難者は弘前市の〇〇体育館の利用が可能」と流す。

必要がある。

このような計画にすれば、二次避難先の弘前市が複合災害等に見舞われ、受け入れが一部困難になった場合（実効性が欠けている第2の理由）にも十分対応が可能である。

再処理工場対象の5kmと東通原発対象の30km圏内からの脱出と一次避難所への避難を同時に達成しようとして極度の交通渋滞を生じさせ、両方とも達成困難になっているのが現在の計画である。

村の再処理工場対象の避難計画によれば、避難指示を受けた住民は、①一時集合場所に集合し、②そこで避難者カード（避難所に入所する際に、住民の安否確認を円滑に行い、また、避難所において、各避難者の配慮すべき事項等を把握するための避難者名簿を円滑に作成するための避難者カード）と避難車両認識票（避難時における交通誘導の際の視認性向上や、自主避難車両と避難指示車両の識別をわかりやすくするための避難車両認識票）を配布され、（一次）避難所で回収されることになっている。また、避難車両認識票の様式には、安定ヨウ素剤服用の配布・服用の有無、避難退域時検査の日時、避難所受付の日時、の記入欄があり、③UPZ 5km圏外の村内南部の二地区（倉内笹崎地区と倉内湯沢地区）の避難退域時検査所（候補地として笹崎地区4施設、湯沢地区に2施設、この他5km圏外の尾駸家ノ後地区の「クリーンペアはまなす」も候補地として指定）で検査と簡易除染を受ける。

避難退域時検査所で検査を実施し、車両、身体及び携行品に放射性物質による汚染がないことが確認された住民について、④一次避難所の受付で避難者名簿への登録を行い、⑤一次避難所で当面の間避難生活を行う、としている。ここで、③の避難退域検査場所候補地と④・⑤一次避難所が重複する施設（六ヶ所高等学校、千歳平小学校、南小学校、第二中学校の4施設）については、避難退域時検査所及び避難所を設置しようとする際は、避難時の混乱をできる限り避けるため、県と調整を行ったうえで設置することとしている。

この4施設には、一時集合場所から避難した住民・避難車両が特に集中することになる。つまり、避難住民3461人、避難車両1861台であり、内訳は、

- ① 六ヶ所高等学校；避難住民 1623 人、避難車両 932 台
- ② （初動の検査所）千歳平小学校；避難住民 326 人、避難車両 145 台
- ③ （初動の検査所）南小学校；避難住民 795 人、避難車両 436 台
- ④ 第二中学校；避難住民 717 人、避難車両 348 台

これに複合原子力災害が起こり東通原発対象の UPZ 圏内の泊地区、石川地区、出戸地区の住民の避難が加わると、検査所と一次避難所の重複が増え、以下のような事態となる。

- ① 六ヶ所高等学校；泊地区避難住民 2144 人、避難車両 891 台
- ② 千歳平小学校；泊地区一部避難住民 971 人、避難車両 404 台
- ⑤ 千歳平地区公民館；石川・出戸地区避難住民 341 人、212 台

このように、検査所と避難所が重複する場合、再処理工場対象の避難計画だけをとっていても、一次避難場所から避難退域時検査所をクリヤーして、同じ場所に開設された一次避難所の受付（受付ステーション）で避難者名簿への登録を行い、避難生活を開始するまで何日要するか測り知れないことになる。

ここで問題になるのは、検査所で避難住民については、2回簡易除染して

も OIL 4 以下にならない場合、車両や携行物品については一時保管の措置を行うこととされ、住民については原子力災害医療協力機関又は原子力災害拠点病院で除染を行うとしているが、病院等への移動をどうするのか明確となっていない。結局、検査所から移動できないことになる。

3. 上記の 4 施設が、住民避難の指示が出されてから何時間後、何日後に検査所に必要な資機材と要員の確保ができるのか、避難住民 3461 人、避難車両 1861 台の検査と簡易除染を終えて、一次避難所で受付をすませ、避難所の各スペースに収容できるまでいったい何時間、何日かかるのか皆目見当もつかないのである。

つまり、①の六ヶ所高等学校に向かうには、避難経路として県道 24 号線横浜六ヶ所線、国道 338 号線、村道平沼高瀬川線、県道野辺地六ヶ所線を経由するルートが指定されている。さらに同じ千歳平地区の初動で検査所が設置される②千歳平小学校に向かうためには反対車線の県道 25 号東北横浜線でのルートが指定されている。また、同じく初動で検査所が開設される③の南小学校には、国道 338 号、村道平沼高瀬川線、国道 394 号線を経由するルートが指定されている。

検査所で避難車両 1 台当たりの検査時間を 1 台 10 分と仮定すれば、仮に検査所を開設したとして、検査終了し、一次避難所での受付開始までには、①の六ヶ所高等学校の検査所で約 6 日間、②の千歳平小学校で 1 日、③の南小学校は 3 日、④の第二中学校では 2 日と半日かかることになる。これはすべて 24 時間フルで検査所を稼働させた場合である。

避難退域時検査を実施し、車両、身体及び携行品に放射性物質による汚染がないことが確認された住民は、一次避難所の受付ステーションに移動し、避難者名簿への登録（安否確認や住人登録の実施）を行い、避難所で家族が別々に避難した住民の家族との合流を行ってから、当分の間、避難生活を行

うことになっている。

原則として、二次避難先の弘前市への避難は再処理工場対象の避難計画では想定していない。ただし、地震等の自然災害に伴う損壊や、感染症流行下における避難所運営など、収容人数に不足が生じる場合が想定される。このような場合、村では、東通原子力発電所対象避難計画に準じ広域避難を前提に、二次避難先となる弘前市への避難等を検討するなど、県及び弘前市と協議し、段階的な対応を行う、としている。

さらに、あらかじめ定めた避難所に変更が生じた場合、防災行政用無線等により住民に広報する、としているが、非常事態時に住民が避難している段階で、一時集合場所から避難退域時検査所、一次避難所に至る各ルートが避難車両で溢れ、大渋滞しているなかで無線が伝わる可能性は薄く、仮に伝わったとしても路上待機している避難住民が渋滞を抜け出して新しい避難所へ向かえるというのだろうか。

4. 再処理工場対象の原子力災害における避難住民 3636 人、避難車両 1982 台

(総延長 12km) が避難退域時検査所と一次避難所が集中する二地区、すなわち県道横浜六ヶ所線、国道 338 号バイパス、県道横浜六ヶ所線、国道 338 号、村道平沼高瀬川線、国道 394 号線、県道野辺地六ヶ所線、県道東北横浜線の道路上を数珠つなぎになるわけで、これに複合災害で東通原発対象の泊地区等の避難車 1300 台が国道 338 号を南下して避難してくるならば、避難車両だけで 20km 以上となり、大パニック状態となることは明らかである。

5. 一時集合場所から指定された避難退域時検査所にやっとのことで到着しても、検査所が開設されていないこともあり、検査所での順番待ちに時間がかかり、検査を終えても、一次避難所での受付に時間がかかり、実際に受付で登録等が終わり、避難所で家族との合流ができ、避難所生活が可能となるまで想像

を超える時間を要するのは明らかである。さらに、広域避難が必要となり、弘前市へ避難し、実際に二次避難先に収容されるまでを想像すると気の遠くなるような実効性のない計画である。

6. 上記のことは、現場調査を行なえば、一次避難所の受付までで深刻な交通渋滞を引き起こすことは容易に知り得たにもかかわらず、一時避難所で受付するという計画を変えずに今日に至っている結果である。

再処理工場対象の一次避難所をすべて避難退域時検査場所とし、避難はすべて広域避難とし、あらかじめ事前に決定周知させる方法、すなわち「〇〇地区の住民は弘前市の〇〇体育館」と定め周知させ、検査所の検査をパスした避難者は各自その避難所に直接向かうという方法の計画とすべきである。とにかく避難退域時をできるだけ多く、しかも早急に開設し、避難者の路上待機による被曝を少なくし、検査所で避難者の受付も行い、検査終了者から事前に決定周知してある広域避難先の弘前市の避難所へ避難者が各自で向かうべきである。このように村の避難計画は明らかに設計ミスであり、すみやかに修正すべきである。

第4の理由は、県が現場責任を果たそうとしないことである。

「現場は人任せ」が現実になったのがバスの確保と手配である。県と県バス協会との「災害時におけるバスによる人員等の輸送に関する協定書」によれば、県は災害時等において、バスの業務を遂行するために必要があるときは、文書をもって、時間的余裕がない場合は口頭その他の方法でバス協会に要請し、バス協会は県から要請を受けた場合には、県の必要とする業務を可能な限り実施するように努めるものとする、ことになっている。

この協定からは、いざという時のバスの確保と手配は県が要請し、協会がその要請に可能な限り実施協力するという内容になっている。災害時にこの要請と協力実施の窓口となるのは、県が交通政策課であり、協会は事務局と

なっているだけで、実際の災害時の緊急対応の責任の所在は曖昧である。要請に応じられない場合も想定される中、その場合の対応が明確ではなく、あくまでバスの確保と手配は協会任せになっている。

事故発生時のバスの確保には、多数のバス事業者と連絡をとり、大量のバスを借り上げるとともに、そのバスを一時集合所に派遣し、定められたルートに従って避難者を避難所まで輸送しなければならない、極めて多数の相手方との膨大な連絡作業を必要とする。事業者に対しても半ば強制的に要請と指示を繰り返さなければならない、バス協会の事務局でこなせる作業量ではない。

締結した協定を根拠にバスの確保と手配の実効責任を協会に押し付けているとすれば、それこそ「現場は人任せ」という県の態度こそが、計画の実効性を失わせている原因の一つである。

第5の理由は、福島第一原発事故の教訓を反映させていないことである。オフサイトセンター内の現地災害対策本部の意思決定システムが決まっておらず、参集訓練も行われていないこと、安定ヨウ素剤を適切な時期に専門家による指示の下に服用できないことがその証明である。

これらの理由は、避難計画設計の根本が誤っていることを示すものである。根本的な部分が誤っている以上、村と県の避難計画は、小手先の修正により実効性が得られる見込みはないといってよい。

第7 実効性の欠いた計画（村と県の事前防災義務違反）は避難者を危険かつ一層困難な状況に追い込む

1. 例えば、実効性が欠けている第1の理由（交通渋滞で避難所にたどり着けない）の場合、検査所による交通渋滞が何日もかかることを知らず、1～2日で最終避難所にたどり着けると信じて避難を開始した避難者は、1～2日をすぎても村内を脱出できないことを知り、そのまま指定避難路に従った避難を継続すべきか、指定避難路を外れ、自分の判断で避難すべきかの決断を迫

られる。

検査所は放射性物質放出後、「数日後」に稼働を開始することが予定されているが、それがさらに遅れることがあることはこれまで述べたとおりである。検査を受ける避難者の車両は、その間、検査所の入口の前で放射性物質を浴びつつ門が開くのを待つことになる。しかし、門がいつ開くのか、今の状況ではその時になってみなければ分からない。

検査所の開設の遅れとそれによる交通渋滞によって長時間村内から脱出できないだけでなく、一次避難所にも、広域避難先の二次避難所にもたどり着くことが困難であることをあらかじめ知っていれば、指定された避難経路以外のルートでUPZ 5 km 圏内からの脱出を優先することができたにもかかわらず、村と県の避難計画に従ったために、放射性物質を浴びつつ長期間の路上での危険かつ無駄な待機を余儀なくされる。

2. 実効性が欠けている第2の理由（非現実的な二次避難先の指定方法）の場合、受け入れを拒否された弘前市の受付ステーションに行く以外の二次避難先の指定方法が用意されていない以上、受付ステーションにたどり着くことができなかった避難者はどこに避難してよいかわからない状態のまま放置される。
3. 実効性が欠けている第3の理由（バスによる避難）の場合、上記のように県は、バスの確保と手配に関し、実行責任者が県にあるのか、バス協会にあるのか、明示しておらず、いざという時のバスの確保のための準備に責任をもって継続的に行う主体が存在しないことになる。実際、緊急避難時に、バスの提供の要請と提供されたバスを手配する主体も存在しないことになり、バスの確保と手配は不可能となる。避難用のバスに関し、バス協会と県の責任の所在がはっきりしないなか、バスが手配されるものとして信じて一時集合場所に集まった避難者は、いつまでたってもバスが来ず、来るとしてもいつ

来るか分からない、どこに連絡すれば分かるのかも分からない状況に置かれ、長時間、放射性物質を浴びつつ放置されることになる。

仮に、バスが来たとしても、極度の交通渋滞に巻き込まれることになり、食料の不足や体調の悪化に耐え切れなくなった避難者が指定避難路から外れた避難を求めても、どこに避難するかの指示が添乗した村職員に与えられていなければ、路上待機を延々と続けざるを得ない。運転手の拘束時間が厚生労働省の基準告示を超えて、運転業務の中止を求めても、避難者も添乗の村職員も対応できない事態となる。

バスによる避難はそもそも困難であることを事前にわかっていたら別な手を打つこともできたにもかかわらず、村職員も避難者も計画に従った行動をとった結果、別な手を打つ機会を奪われ、状況が極めて悪化した後に実効性の欠如を知り、一層困難な避難を余儀なくされる。有床診療所や老人保健施設の入院（入所）患者や高齢者施設等の入居者の避難は現状ではほぼ絶望的である。搬送先（避難先）と搬送手段（車両、運転手）の確保の目途がまったくついていないからである。

4. オフサイトセンター内の現地対策本部の立ち上げが困難であることから、村は現地対策本部からの指示を待ち続け、指示がこないことを知っていれば、自らの判断で取ることができた処置を取れないでしまうことになる。

結局、避難計画に実効性がないことを村と県が認めず、そのことを避難者に知らせないまま事故が発生すれば、村も県も計画どおりに事を進めようとし、実効性がないことを知らされていない避難者も計画に従って行動する結果、双方とも避難を開始し、相当期間経過後、極めて厳しい場面に至って実効性の欠如を知ることになり、「こんなことになることが分かっていたら、計画に従わず当初の段階から自分の判断で避難すれば良かった」と思うことになるのだが、その場面では避難者は無論のこと、避難させる側の村も県も選

択肢は限られている。

以上のように、実効性のない避難計画に従わせることは、避難者に危険かつ一層困難な避難を強いることになる。そして、その間、避難者は放射線に曝され、生命・身体に深刻な被害をこうむる可能性がある。

第8 東海第二原発水戸地裁判決

再稼働が認められた日本原子力発電株式会社東海第二原子力発電所の運転差止請求に対し、水戸地方裁判所は、令和3年3月18日運転差止めを命じる判決を言い渡した。

1. 判決の理由の骨子

当裁判所は、人格権に基づく原子炉運転差止請求に係る具体的危険とは、深層防護の第1から第5の防護レベルのいずれかが欠落し又は不十分なことをいうものと解した上で、本件訴訟の争点のうち、第1から第4の防護レベルに係る事項については、その安全性に欠けるところがあるとは認められないが、避難計画等の第5の防護レベルについては、本件発電所の原子力災害対策重点区域である PAZ 及び UPZ（概ね半径30km）内の住民は94万人余に及ぶところ、原子力災害対策指針が定める防護措置が実現可能な避難計画及びこれを実行し得る体制が整えられているというにはほど遠い状態であり、防災体制は極めて不十分であるといわざるを得ず、PAZ 及び UPZ 内の住民である原告79名との関係において、その安全性に欠けるところがあると認められ、人格権侵害の具体的危険があると判断した。

2. 判決の評価

（1）令和3年3月26日日本弁護士連合会会長声明

本判決は、新規制基準が避難計画の審査を含まないことそのものが不合理だとはしなかったものの、深層防護の第5の防護レベル、すなわち重大事故

時における避難等の被害緩和策が原子炉施設の安全にとって不可欠だとして、それが達成されているか否かを検討した。同検討では、全面緊急事態の際に東海第二原発から概ね 30 k m 圏内の住民 94 万人余が無秩序に避難した場合、住民が短時間で避難するのが困難であることは明らかであるところ、同圏内の自治体において、原子力災害対策指針の定める段階的避難等の防護措置が実現可能な避難計画及びこれを実行し得る体制が整えられているとは言えないことから、深層防護の第 5 の防護レベルに欠けるところがあると認められ、人格権侵害の具体的危険があると判示した。

本判決は、国際原子力機関（I A E A）が第 1 から第 5 までの防護レベルによる深層防護の考え方を採用していることに照らしても、国際基準を重視して原発の運転差止めを認めた判決として評価に値する。

（2）本件判決は、行政訴訟である本訴訟と異なり運転の差止めを求める民事訴訟であるが、実効性を欠く避難計画が国際基準（IAEA の深層防護第 5 の防護レベル）に欠けると認定、原子力基本法に違反した。この判断は、ひいては「調査審議及び判断の過程に看過しがたい過誤・欠落がある場合」（伊方最判）に該当するから、本訴においても実効性を欠く避難計画の不備は、許可取消事由となると解すべきである。

第 9 結語 村と県の避難計画は、事前防災義務に違反し、かつ伊方最高裁判決に違反するから違法である

1. 上記のとおり、村と県の避難計画には実効性が完全に欠けていること、実効性の欠けている理由が制度の根幹にかかわるものであり、小手先の修正により実効性が得られるものでないこと、そして実効性のない避難計画は、かえって住民の避難を困難にし、生命・身体に深刻な被害を与える可能性が高いことは明らかである。このような避難計画の不備は、

（1）原子力基本法「安全の確保については、確立された国際的な基準を踏まえ、

国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的として、行う」及び原子力規制委員会設置法「原子力利用における安全の確保を図るため必要な施策を策定し、又は実施する事務を一元的につかさどる」等に違反し、

(2) 事前防災義務（大川小学校訴訟控訴審判決及び同事件最高裁判決）に違反し、

(3) 伊方最高裁判決の「調査審議及び判断の過程に看過しがたい過誤・欠落がある場合に該当し、

(4) 原子炉等規制法の指定要件である「災害の防止上支障がないこと」（44条の2 1項4号）に違反し、

違法である。

よって、本件変更許可処分 of 違法性は明らかであり、取り消されるべきである。

2. なお、付言するに、県と村は法令を順守して事務処理をする義務を負っているところ（地方自治法2条）、本件施設が竣工後本格稼働するためには、基本協定4条に基づく同意（事前了解）を必要とするが、実効性に欠けた避難計画の不備、違法性を是正することなく稼働に同意することは、違法状態を更に悪化・深刻化させる処理にほかならず、地方公共団体の法令順守義務に違反し許されない。